

中国国家発展改革委員会「リサイクル材の活用と推進に関する行動計画」ほか

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

関連資料

- 全人代「2025年12月27日生態環境法典第3次協議稿」(抜粋) (→p.3)
- 国家発展改革委員会「2025年12月23日リサイクル材の活用と推進に関する行動計画」2025年12月31日公布 (→p.6)
- 國務院「2025年12月27日固形廃棄物の総合管理行動計画の公布に関する通知」2026年1月4日公布 (→p.27)
- 国家市場監督管理総局「2025年12月18日「グリーン製品認証及びラベル管理弁法」を公布する通知」2026年1月4日公布 (→p.46)

解説

・中国全人代は、2025年12月27日「生態環境法典第3次協議稿」第977条において、強制的リサイクル制度を確立するとした。
第977条 (前略) 強制的リサイクルに関する製品及び包装材料の目録及び管理弁法は、國務院が公布する。國務院の関係部門は、関係政府部門と共同で関係規定を制定する。

・発展改革委員会は2025年12月23日付「リサイクル材の活用と推進に関する行動計画」を公布した。この行動計画は、項目ごとに職責を担うべき部門を規定し(1)~(17)、業界のリーディングカンパニーが推進する廃プラスチックのケミカルリサイクルの産業利用を支援し(3)、格付けされた認証機関によるリサイクル材の製品認証の実施を奨励し(10)、リサイクル材の品質管理を強化し、リサイクル材の性能、安全性、環境保護に関する基準及び要

求事項を厳格に実施するとともに、偽造、不良品、公衆衛生を脅かす行為といった違法・不規則な行為を厳しく取り締まる(16)とした。

・欧州委員会は 2025 年 12 月 23 日付「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」の中で、加盟国に PET ボトルにマスバランスに基づくケミカルリサイクル導入認可に向け採決 (Voting) を提案した。

・また、「バージンプラスチックであるにも係らず「再生品」として、多くの場合、EU 産の同等品より低価格で販売されている」状況に対し、「貿易防衛措置として、中国に対してアンチダンピング措置」を発動する。更に、各加盟国の税関管理ラボに、フランス国立プラスチック・複合材料工業技術センターなどが開発した「再生 PET として申告された貨物が実際にプラスチック廃棄物からリサイクルされたものかどうか検証するための新しい分析方法を導入する」とともに、「欧州委員会は、EU 域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について監査を実施する」とした。

・2026 年 1 月 14 日貿易防衛措置委員会は、計 4 件の貿易防衛措置に係る官報掲載案を審議する。

・以上から、欧州と中国が 2025 年 12 月 23 日同時に公布したこの 2 つの文書は一見独立したもののように見受けられるが、相当な協議を背景にして作成されたことが示唆される。

・国務院は「2025 年 12 月 27 日固体廃棄物の総合管理行動計画の公布に関する通知」を 2026 年 1 月 4 日公布した。「生態環境法典草案」の趣旨に沿った固体廃棄物管理に係る通知が発出された。この通知の中で、農業用フィルムの管理が取り上げられている。

・国家市場監督管理総局は「2025 年 12 月 18 日「グリーン製品認証及びラベル管理弁法」を公布する通知」を 2026 年 1 月 4 日公布した。

全人代「8つの法案草案が一般から意見募集中」2025年12月27日

http://www.npc.gov.cn/c2/kgfb/202512/t20251227_450739.html

本日より、生態環境保護法（第3次草案）、民族団結進歩促進法（第2次草案）、国家発展計画法（第3次草案）、国有資産法（草案）、児童福祉サービス法（草案）、南極活動及び環境保護法（草案）、銀行監督管理法（草案）、商標法（草案）の8つの法案について意見公募を開始した。意見公募の締切りは、意見公募ページに掲載されている。

意見公募は、全国人民代表大会ウェブサイト（www.npc.gov.cn）又は全国法律法規データベース（flk.npc.gov.cn）からオンラインで提出するか、全国人民代表大会常務委員会立法委員会（北京市西城区前門西街1号、郵便番号100805）まで郵送で提出できる。封筒には「法案意見公募」と明記されたい。

「生態環境法典（第三次審議稿）に関するパブリックコメント」

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081819aedd63e019b55057f0c5400>

第四部：グリーン・低炭素開発

第二章：循環型経済の発展

第三節：廃棄物のリサイクル

第975条：国は、廃棄物リサイクルシステムの構築を推進し、生産及び生活の各分野における廃棄物の洗練された管理、効果的なリサイクル、効率的な利用を促進し、廃棄物のリサイクル水準を向上させる。

第976条：企業は、先進的かつ適用可能なリサイクル技術、プロセス及び設備を導入し、生産工程において発生する廃熱、廃圧、廃水及び廃液を総合的に利用しなければならない。企業は、国の規定に従い、生産工程において発生するフライアッシュ、石炭鉱石、リン酸石膏、赤泥、尾鉱、廃石、廃棄物、廃ガスなどの産業廃棄物を総合的に利用しなければならない。

第977条 強制的リサイクル目録に掲載される製品及び包装材料を生産、販売又は輸入する企業は、国の規定に従い、当該製品及び包装材料をリサイクルしなければならない。企業は、利用可能なものについては自ら利用する責任を負い、技術的及び経済的条件の不足により利用に適さないものについては、自らその無害化処理の責任を負う。生産者が前項に規定する廃棄物又は包装材料のリサイクルを販売業者その他の組織に委託し、又は廃棄物利用若しくは処理業者に委託して利用若しくは処理させる場合、委託を受けた者は、関係法律、行政法規の規定及び契約約款に従い、リサイクル、利用又は処理の責任を負う。強制的リサ

イクルに関する製品及び包装材料の目録及び管理弁法は、国務院が公布する。国務院の関係部門は、関係政府部門と共同で関係規定を制定する。

第 978 条 電気電子製品、自動車、鉛蓄電池、動力電池その他これらに類する製品の生産者は、規定に従い、自社構築又は外部委託により、製品の販売量に応じた廃棄物リサイクルシステムを構築し、かつ、これを公表することにより、効果的なリサイクル及び利用を図らなければならない。

第 979 条 国は、廃止された風力発電設備及び太陽光発電設備の処理責任制度を確立し、整備する。風力発電設備及び太陽光発電設備の建設及び運営に従事する企業は、廃止された風力発電設備のブレード、太陽電池モジュール等の廃棄物を、自ら又は資格を有する企業に委託して、リサイクル又は無害化処理しなければならない。国は、データセンター、通信基地局等の新たなインフラ分野の廃棄物リサイクルの発展を促進する。

第 980 条 国は、生産者及び事業者が産業廃棄物交換情報システムを構築し、企業間の産業廃棄物情報の交換を促進することを支援する。生産過程において発生する廃棄物の総合利用のための条件が整っていない企業は、生産者及び事業者に対し、総合利用に必要な条件を提供しなければならない。

第 981 条 国は、農業生産者及び関連事業者が、作物のわら、家畜・家禽の堆肥、農産物加工副産物、廃農業用フィルム等の総合利用のための先進的かつ適用可能な技術を導入することを奨励し、支援する。

第 982 条 国は、建設廃棄物の発生源での削減を促進し、建設廃棄物のリサイクルシステムを確立し改善するために、先進的で適用可能な技術、プロセス、設備、材料、管理措置の導入を奨励する。

第 983 条 国は、生活廃棄物の分別収集及び資源利用を強化し、生活廃棄物の削減及び資源利用を促進する。県級以上の地方人民政府の関係部門は、全体計画を策定し、収集、分別、包装拠点を合理的に配置し、生活廃棄物の再生利用を促進するものとする。

第 984 条 国は、生活廃棄物分別拠点及び廃棄物再生拠点の一体的な構築を推進し、都市部及び農村部の廃棄物再生ネットワークを整備する。地方人民政府は、国土空間計画に基づき、廃棄物再生拠点及び取引市場を合理的に配置し、廃棄物再生企業を支援するものとする。

第 985 条 国は、低価値再生可能材料の目録を整備し、廃ガラス、低価値廃プラスチック、

廃繊維等の再生利用を促進する。

第 986 条 国は、廃鋼、廃非鉄金属等の廃棄物の有効利用を強化し、再生金属加工利用産業の集積的発展を促進する。国は、企業による廃非鉄金属利用の技術レベルの向上を奨励し、廃電気電子製品等の廃棄物から希少金属及び貴金属を抽出する技術の研究及び応用を支援する。

第 987 条 廃棄物を活用し、又は廃棄物から再生原料を用いて製品を生産する企業は、先進的かつ適用可能な技術、工程及び設備を導入しなければならない。リサイクル率及び処理水準の向上を図るため、廃電気電子製品、廃車・廃船舶、廃タイヤ、廃鉛蓄電池、廃動力電池等の特定製品の解体、処理又は再利用は、本法及び「中華人民共和国循環経済促進法」その他の関連法規の規定を遵守しなければならない。国が明確に廃止した、又は生態環境保護の要求を満たさない旧式の解体処理技術、工程及び設備の使用は禁止する。

第 988 条 国は、廃電気電子製品の多経路リサイクル及び集中処理システムを実施する。廃電気電子製品のリサイクル及び処理に関する具体的な管理措置は、国務院が定める。

第 989 条 国は、自動車部品、建設機械、工作機械、文化・事務機器、タイヤの再生事業を行う企業を支援する。自動車部品、建設機械、工作機械、文化・事務機器、タイヤの再生事業は、風力発電、太陽光発電、航空産業といった分野におけるハイエンド機器再生産業の発展を促進する。再生製品の使用を奨励する。再生製品及び改修製品の品質は国家基準を満たし、かつその旨を明確に表示しなければならない。

第 990 条 国は、リサイクル材の普及と利用を奨励し、リサイクル材認証制度の確立を推進するとともに、自動車、電気電子製品、その他の製品の生産者がリサイクル材の使用割合を高めることを支援する。

第 991 条 廃棄物を合法的に利用し、又はリサイクル原材料から製品を生産する者は、国の規定に従って税制上の優遇措置を受ける。

国家発展改革委員会「国家発展改革委員会などの部門は「リサイクル材の活用と推進に関する行動計画」を公布」2025年12月31日

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202512/t20251231_1402973.html

中国共产党第20回全国代表大会及びその後の全体会議の精神を全面的に貫徹し、党中央委員会及び国务院の決定と施策を真摯に実行し、リサイクル材の活用と普及を強化し、廃棄物リサイクルシステムを改善し、循環型経済の発展を促進するため、国家発展改革委員会（NDRC）は先頃関係部門と共同で「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」を公布し、リサイクル材の活用と普及のための体系的な整備を行った。

「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」は、わが国においてリサイクル材の活用と普及を具体的に扱った初めての政策文書である。鉄鋼、非鉄金属、プラスチック、製紙といった比較的発展基盤の強い重点分野に加え、自動車、電気電子製品、電池、繊維、包装など、リサイクル材の大規模活用に有利な条件を備えた重点産業に焦点を当てている。この計画は、リサイクル材の活用と促進に関する主要な目標、主要な任務、保障措置、及び作業要件を明確にしている。

今後、国家発展改革委員会は関係各位と協力し、全体的な調整を強化し、追跡とスケジュール管理を強化し、任務の実施を積極的に確保することで、全ての目標と任務の効果的な達成を促進する。

「国家発展改革委員会及び各部門による『リサイクル材の活用と促進に関する行動計画』の公布に関する通知」2025年12月31日発行

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202512/t20251231_1402965.html

发改环资〔2025〕1681号

各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵团の発展改革委員会、工業情報化部、財政部（局）、生態環境部（局）、商務部（局）、市場監督管理局、税関総署広東省支局、及び直轄の各税関各位：

中国共产党第20回全国代表大会及びその後の全体会議の精神を全面的に貫徹し、党中央委員会及び国务院の決定と施策を真摯に実行し、リサイクル材の活用と普及を強化し、廃棄物リサイクルシステムを改善し、循環型経済の発展を促進するため、国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部、生態環境部、商務部、税関総署、国家市場監督管理総局は、「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」を策定した。この計画は、皆の真摯な実施を願いつつ、

ここに公布する。

国家発展改革委員会 工業情報化部 財政部 生態環境部 商務部 税関総署 国家市場監督管理総局

2025年12月23日

「リサイクル材の活用と推進に関する行動計画」

リサイクル材の活用と推進は、廃棄物リサイクルシステムの改善と循環型経済の積極的な発展に向けた重要な手段であり、我が国の資源安全保障の確保、産業チェーンとサプライチェーンのレジリエンス強化、そしてカーボンピーティングとカーボンニュートラルの推進にとって極めて重要な意義を有する。本計画は、リサイクル材の活用と推進を強化するために策定された。

1. 全般的な要求

習近平主席の新時代の中国の特色ある社会主义思想を指針とし、中国共产党第20回全国代表大会及びその後の全体会議の精神を全面的に体現する本計画は、習近平主席の経済思想と生態文明思想を深く体現するものであり、保全、集約、循環利用という資源観を確固たるものにしている。リサイクル鋼材、リサイクル非鉄金属、リサイクルプラスチック、リサイクル紙などのリサイクル材に重点を置き、リサイクル材の供給保証能力の向上、リサイクル材の適用範囲の拡大、リサイクル材利用管理システムの改善、リサイクル材の利用率の段階的な向上、主要産業のグリーン・低炭素化の加速、産業チェーンとサプライチェーンの安全性の支援・確保、循環型経済の発展における更なる成果の促進を目指す。

2030年までに、廃棄物リサイクルシステムを一層改善し、リサイクル材の普及・活用に関する基準と認証制度を段階的に確立する。スクラップ鋼材と廃紙の年間リサイクル量はそれぞれ3億トンと8,000万トンを超える、リサイクル非鉄金属とリサイクルプラスチックの年間生産量はそれぞれ2,500万トンと1,950万トンを超えると見込まれる。自動車、電気電子製品、繊維、包装産業におけるリサイクル材の使用割合は着実に増加し、資源安全保障の確保、省エネ・低炭素化の促進におけるリサイクル材の役割がより強化される。

2. リサイクル材の供給保証能力の強化

(1) リサイクル鋼材の供給保証能力の強化。電炉鋼生産能力が集中している地域における大規模なスクラップ鋼材処理・流通センターの建設を奨励し、スクラップ鋼材のリサイクル、解体、加工、流通の一体的な発展を促進し、スクラップ鋼材の分類・等級付けレベルを向上させ、スクラップ鋼材資源の効率的なリサイクルと利用を促進する。条件の整った鉄鋼企業

に対し、既存の高炉転炉製鋼プロセスの高度化、オールスクラップ電炉短プロセス製鋼の計画的な発展、高品質リサイクル鋼材の生産・供給の強化を奨励し、リサイクル・加工から生産・製鍊に至る全工程トレーサビリティシステムの構築を検討する。(国家発展改革委員会及び工業情報化部は、それぞれの職責を担う。)

(2) 非鉄金属リサイクルの供給水準の向上。非鉄金属リサイクルの加工・利用企業に対し、技術、工程、設備の高度化を支援し、専門的なリサイクル・精選・加工システムを構築し、非鉄金属リサイクルの品質維持能力を向上させる。主要部品の精選解体、希少金属のグリーンかつ効率的な分離・リサイクルといった技術・設備の研究開発を強化し、リサイクル資源の獲得能力と非鉄金属リサイクルの品質水準を向上させる。(国家発展改革委員会、工業情報化部、生態環境部は、それぞれの職責を担う。)

(3) 高品質リサイクルプラスチックの生産能力の向上。リサイクルプラスチックの分類・等級別供給システムを構築・改善し、廃プラスチックの高付加価値リサイクルシステムの構築を加速する。業界のリーディングカンパニーが廃プラスチックのケミカルリサイクルの産業利用を積極的に推進し、低価値プラスチック廃棄物資源を高価値で活用する方法を拡大するよう支援する。(国家発展改革委員会と工業情報化部は、それぞれの職責を担う。)

(4) 再生紙等の再生資源の供給を強化する。段ボール、書籍用紙、新聞用紙といった主要な廃紙類の供給を強化するため、古紙選別・処理センターの建設を支援する。製紙工場に対し、効率的な剥離技術の導入、古紙リサイクルプロセスの最適化、再生紙の品質向上を奨励する。地域における廃ガラス選別・処理センターの建設を支援し、光学選別技術・設備、廃ガラスの「ドライクリーニング」技術の導入を奨励し、再生ガラスの品質向上を図る。企業による廃繊維処理・利用センターの建設を支援し、化学繊維、綿、羊毛、カシミヤなどの分別・段階的利用システムを構築する(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は、それぞれの職責を担う。)

(5) 廃棄物リサイクルシステムの改善。廃車、廃電気電子製品、廃動力電池、廃電気機械製品、廃風力・太陽光発電設備の分別リサイクルと精鍊解体を深化させ、鉄鋼、非鉄金属、プラスチックなどの分別精度を向上させ、混合廃棄物の分別・選別能力とレベルを向上させる。廃車及び廃動力電池のリサイクル・処理システムを改善する。廃プラスチック、廃紙、廃ガラス、廃繊維の分別・リサイクルシステムの構築を強化する。「再生可能資源リサイクル管理弁法」の改正を推進する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は、それぞれの職責を担う。)

3. 主要製品におけるリサイクル材の利用拡大

(6) 自動車製造におけるリサイクル材の利用拡大を促進する。自動車メーカーは、部品の性能要件と製品特性に基づき、フレーム、ボディ、ガラス、ホイールなどの部品において、リサイクル鋼、リサイクル非鉄金属、リサイクルガラスの利用を拡大することを奨励する。同時に、有害物質規制と材料のリサイクル性に関する要件を満たすことが必要である。内外装部品においては、リサイクルプラスチックの大規模利用を優先する。自動車メーカーは、使用済み自動車の解体、リサイクル材料処理、部品製造に従事する企業と協力し、リサイクル材の循環型供給システムを構築することを奨励する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は、それぞれの職責を担う。)

(7) 電気電子製品におけるリサイクル材の利用レベルを向上させる。電気電子製品メーカーに対し、グリーン設計とサプライチェーン管理の強化を支援する。有害物質規制の要求を満たすとともに、非可動部品、構造部品、製品包装における再生プラスチック、再生銅、再生アルミニウム、再生紙の利用を拡大するとともに、再生希少金属の利用を強化する。電気電子製品における主要なリサイクル材の利用率を着実に向上させる。電気電子製品メーカーは、産業チェーンの上流及び下流企業と協力し、リサイクル材のリサイクルシステムを構築することを奨励する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は、それぞれの職責を担う。)

(8) 電池生産におけるリサイクル材の利用拡大。動力電池及び蓄電池メーカーによる廃電池リサイクルシステムの構築・整備の加速を支援する。鉛蓄電池メーカーに対し、正極及び負極の製造において再生鉛を高比率で使用することを重点的に推進するとともに、動力電池及び蓄電池メーカーに対し、用途要件を満たす再生金属原料の使用を奨励する。性能と安全性が確保された上で、電池メーカーに対し、電池ケースの製造において再生金属及び再生プラスチックを使用するよう奨励する。(工業情報化部が職責を担う。)

(9) 繊維・包装メーカーに対し、リサイクル材の使用を奨励する。軽量繊維企業に対し、再生繊維を良好な適用・普及条件の下で製品に使用することを奨励する。また、防音繊維材料・断熱材メーカーに対し、再生繊維の原材料への使用拡大を奨励する。段ボール箱、シュリンクフィルム、包装袋、発泡充填材などの食品非接触包装材料メーカー、及び事務用紙メーカーに対し、グリーン製品設計の強化、再生紙、再生プラスチック、その他のリサイクル材の使用率向上を支援する。更に、条件を満たした企業に対し、あらゆるリサイクル材を原材料として使用することを模索するよう奨励する。(国家発展改革委員会及び工業情報化部は、それぞれの職責を担う。)

4. リサイクル材使用管理システムの改善

(10) リサイクル材の普及・利用に関する標準認証制度の改善。再生プラスチックなどのリ

サイクル材の品質基準システムを改善し、リサイクル材の製品品質、人体健康、安全、環境保護に関する要求を強化する。リサイクル材の主要分野における計量技術規格の策定を強化する。自動車、電気電子製品、電池などの主要製品におけるリサイクル材の適用と推進に関する関連規格の調査・策定を推進するとともに、業界団体や企業によるリサイクル材のカーボンフットプリント算定基準の検討・策定を奨励する。格付けされた認証機関によるリサイクル材の製品認証の実施を奨励する。(国家発展改革委員会、国家市場監督管理総局、工業情報化部、生態環境部は、それぞれの職責を担う。)

(11) リサイクル材のデータトレーサビリティ管理の着実な推進。業界団体や研究機関が産業チェーン内の企業と協力し、リサイクル材のデータトレーサビリティ・プラットフォームの構築を検討し、リサイクル材の適用と推進の全プロセスにおける情報に基づくトレーサビリティ管理を強化することを奨励する。リサイクル材を生産・使用する企業や認証・評価機関などの第3者機関に対し、リサイクル材の適用と推進における情報に基づく管理の強化を指導する。(国家発展改革委員会及び商務部は、それぞれの職責を担う。)

5. リサイクル材の活用と普及に関する政策の改善

(12) リサイクル材による炭素排出削減のための市場メカニズムを改善する。リサイクル鋼材、リサイクル非鉄金属、リサイクルプラスチック、リサイクル紙、リサイクル繊維、リサイクルガラス等のリサイクル材料供給・活用プロジェクトを、国家の自主的な温室効果ガス排出削減取引市場に含めるための実施方法を検討する。リサイクル材料の活用に関する国際認証ルールとの連携を強化し、関連製品の国際競争力を強化する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部、生態環境部、国家市場監督管理総局は、それぞれの職責を担う。)

(13) リサイクル材の活用と普及に関するインセンティブ政策を改善する。再生可能資源のリサイクルと利用を支援するため、既存の資金提供チャネルを調整する。政府及び公共機関のグリーン調達対象範囲に、認証済みのリサイクル材活用製品を含めることを、適時に検討し、推進する。企業によるリサイクル材を含む製品の調達拡大を奨励する。主導的な企業が業界をリードし、リサイクル材の活用・普及計画を策定・実施し、リサイクル材の主要な活用目標と具体的な施策を明確にすることを奨励する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部、商務部は、それぞれの職責を担う。)

(14) 海外リサイクル原材料の利用を促進する。リサイクル非鉄金属、リサイクル希少金属等の原材料の輸入政策を改善し、廃動力電池等の製品の輸入品質基準及び性能指標制度を検討・改善する。輸入リサイクルパルプの監督管理を標準化する。国内リサイクル企業の海外展開を積極的に奨励し、国内外の統合型資源循環システムを構築する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、生態環境部、商務部、税関総署、国家市場監督管理総局は、それぞれ

の職責を担う。)

6. 組織と実施体制の強化

(15) 全体的調整と推進の強化。国家発展改革委員会は、工業情報化部、生態環境部、商務部、國家市場監督管理総局などの関係部門と連携し、全体的調整を強化し、重点リサイクル材の応用・推進に関する追跡、スケジュール策定、進捗評価を強化する。業界団体や社会団体がそれぞれの業界・分野におけるリサイクル材の応用・推進に関する具体的な計画を策定し、関連する特別計画にリサイクル材の応用・推進を盛り込むとともに、重点産業が主導的に実践できるよう支援する。(国家発展改革委員会、工業情報化部、生態環境部、商務部、國家市場監督管理総局は、それぞれの職責を担う。)

(16) 品質管理の強化。リサイクル材の品質管理を強化し、リサイクル材の性能、安全性、環境保護に関する基準及び要求事項を厳格に実施するとともに、偽造、不良品、公衆衛生を脅かす行為といった違法・不規則な行為を厳しく取り締まる。廃棄物リサイクルの発生源管理を強化し、部門横断的な共同法執行監督を強化する。(生態環境部及び國家市場監督管理総局は、それぞれの職責を担う。)

(17) 広報・指導の強化。リサイクル材利用の安全性に関する啓発活動を実施し、テレビ、ラジオ、ニュースメディアなどの様々なチャネルを活用し、リサイクル材の利用を促進し、その利用に関する知識を普及させるとともに、グリーン消費を積極的に推進し、リサイクル材の利用・推進への企業の参加と社会の受容を高める。(国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部は、それぞれの職務を担う。)

「『リサイクル材料の普及・活用に関する行動計画』に関する記者からの質問に答える」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202512/t20251231_1402972.html

中国共産党中央委員会及び国务院の決定及び指示に基づき、国家発展改革委員会(NDRC)は、工業情報化部、財政部、生態環境部、商務部、税関総署、國家市場監督管理総局と共同で、このほど「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」(以下、「行動計画」)を公布した。この行動計画は、リサイクル材の応用と普及の強化、廃棄物リサイクルシステムの改善、そして循環型経済の発展を促進するための措置を概説している。NDRC の関係当局者が、この行動計画に関する記者の質問に答えた。

質問：この行動計画公布の背景と意義は何か？

回答：リサイクル材の活用と普及は、循環型経済の発展、資源安全保障の確保、そしてカーボンニュートラル社会の実現に貢献する重要な手段である。

ボンピーリングとカーボンニュートラルの推進にとって極めて重要な意義を有する。現在、我が国は世界最大かつ最も包括的な資源循環・再利用システムを初めて構築した。2024年には、我が国における10大リサイクル資源の総量は4億トンを超える。スクラップ鉄と古紙はそれぞれ生産原料の約21%と70%を占めている。これは、リサイクル材の活用と推進のための強固な基盤となっている。大規模な設備更新と消費財下取り政策の徹底的な実施により、我が国におけるリサイクル及び解体された設備と消費財の量は大幅に増加し、資源のリサイクルと有効利用を一層促進するための好ましい条件が整っている。現在、国際社会は全体に循環型経済の発展を重視しており、リサイクル材の活用と推進は、グリーンで低炭素な変革を実現するための重要な道筋と考えている。新たな状況と新たな要求に基づき、一次資源と再生資源を補完する資源供給・安全保障システムの構築を加速し、循環型経済の発展における更なる成果を促進するため、国家発展改革委員会をはじめとする各部門は「行動計画」を公布した。この計画では、リサイクル材の活用と普及に関する主要目標、重点課題、保障措置、そして作業要件が明確にされている。

質問：「行動計画」の主な目標は何か？

回答：リサイクル材は多様で、幅広い分野に跨っている。「行動計画」は、鉄鋼、非鉄金属、プラスチック、紙といった主要分野に焦点を当て、リサイクル材の供給安全保障能力の向上、活用範囲の拡大、利用管理システムの改善、そして活用率の段階的な向上を目指している。行動計画では、2030年までに廃棄物リサイクルシステムの更なる改善、リサイクル材の普及・活用のための基準・認証制度の段階的な整備、鉄スクラップと古紙の年間リサイクル量がそれぞれ3億トンと8,000万トンを超えること、非鉄金属リサイクルとプラスチックリサイクルの年間生産量がそれぞれ2,500万トンと1,950万トンを超えることを明確に定めている。自動車、電気・電子製品、繊維、包装産業におけるリサイクル材の割合は着実に増加し、資源安全保障の確保、省エネ・炭素削減の促進におけるリサイクル材の役割が更に強化される。

質問：行動計画で概説されている主要課題は何か？

回答：行動計画で定められた目標の円滑な達成を確実にするために、4つの課題が提案されている。第一に、リサイクル材の供給保証能力を強化することである。リサイクル鋼、リサイクル非鉄金属、リサイクルプラスチック、リサイクル紙などの高品質なリサイクル材の供給を強化し、廃棄物リサイクルシステムを更に整備することで、リサイクル材の応用規模拡大のための強固な基盤を築く。第二に、重点製品におけるリサイクル材の応用を拡大する。自動車、電気電子製品、電池、繊維、包装製造などの業界におけるリサイクル材料の利用を促進し、リサイクル材の市場需要を積極的に開拓・拡大する。第三に、リサイクル材の使用

管理体制を整備する。標準認証制度を整備し、重点製品におけるリサイクル材の応用・推進に関する関連基準を研究・策定し、資格を有する認証機関によるリサイクル材の製品認証を奨励するとともに、データトレーサビリティ管理を着実に推進し、リサイクル材の応用・推進の安全性と信頼性を高める。第四に、リサイクル材の応用・推進に関する政策を整備する。炭素排出削減のための市場メカニズムの改善、リサイクル材の活用による炭素排出削減効果の探究、活用・推進に対するインセンティブ政策の改善、そして、政府・公共機関によるグリーン調達対象への認証されたリサイクル材活用製品の組み込み検討・推進、海外リサイクル原材料の活用促進、そしてリサイクル材の活用・推進のためのより良い政策環境の整備を行う。

質問：行動計画の効果的な実施をどのように確保するか？

回答：リサイクル材の活用・推進は、複数の部門が関与する体系的なプロジェクトであり、各関係者の強みを最大限に活用する必要がある。次に、国家発展改革委員会は、関係各方面と連携し、全体調整を強化し、進捗状況の追跡とスケジュール管理を強化し、行動計画の各目標と任務の効果的な実施を確保するために、任務を精力的に遂行する。第一に、全体調整と推進を強化する。この計画には3つの主要な側面がある。一つ目は、主要なリサイクル材の活用・推進に関する追跡、スケジュール管理、進捗評価を強化することである。業界団体や社会団体の役割を活用し、関連業界・分野におけるリサイクル材の活用・普及に関する具体的な計画を策定し、主要産業における先導的な実証プロジェクトを推進する。二つ目は、品質管理の強化である。リサイクル材の品質管理を強化し、性能、安全性、環境保護に関する基準・要件を厳格に実施する。偽造、不良品、公衆衛生を脅かす行為といった違法・不規則な行為を厳しく取り締まり、部門横断的な法執行監督を強化する。三つ目は、広報・指導の強化である。リサイクル材の活用における安全性に関する科学教育・広報活動の実施、様々なチャネルを活用した広報活動の強化、グリーン消費の積極的な推進、リサイクル材の活用・普及への企業の参加と社会の受容の向上を図る。

「一枚の絵でわかる！リサイクル材の活用・普及行動計画」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/zctj/202512/t20251231_1402970.html

一图读懂

再生材料应用推广 行动方案



リサイクル材の活用と推進は、廃棄物リサイクルシステムの改善と循環型経済の積極的な発展に向けた重要な手段であり、我が国の資源安全保障の確保、産業チェーンとサプライチェーンのレジリエンス強化、そしてカーボンピーティングとカーボンニュートラルの推進にとって極めて重要な意義を有する。本計画は、リサイクル材の活用と推進を強化するために策定された。

1. 全般的な要求

習近平主席の新時代の中国の特色ある社会主义思想を指針とし、中国共产党第20回全国代表大会及びその後の全体会議の精神を全面的に体現する本計画は、習近平主席の経済思想と生态文明思想を深く体現するものであり、保全、集約、循環利用という資源観を確立するものとしている。リサイクル鋼材、リサイクル非鉄金属、リサイクルプラスチック、リサイクル紙などのリサイクル材に重点を置き、リサイクル材の供給保証能力の向上、リサイクル材の適用範囲の拡大、リサイクル材利用管理システムの改善、リサイクル材の利用率の段階的な向上、主要産業のグリーン・低炭素化の加速、産業チェーンとサプライチェーンの安全

性の支援・確保、循環型経済の発展における更なる成果の促進を目指す。

2030 年までに、廃棄物リサイクルシステムを一層改善し、リサイクル材の普及・活用に関する基準と認証制度を段階的に確立する。スクラップ鋼材と廃紙の年間リサイクル量はそれぞれ 3 億トンと 8,000 万トンを超える、リサイクル非鉄金属とリサイクルプラスチックの年間生産量はそれぞれ 2,500 万トンと 1,950 万トンを超えると見込まれる。自動車、電気電子製品、繊維、包装産業におけるリサイクル材の使用割合は着実に増加し、資源安全保障の確保、省エネ・低炭素化の促進におけるリサイクル材の役割がより強化される。



2. リサイクル材の供給保証能力の強化

(1) リサイクル鋼材の供給保証能力の強化

電炉鋼生産能力が集中している地域における大規模なスクラップ鋼材処理・流通センターの建設を奨励。条件の整った鉄鋼企業に対し、既存の高炉転炉製鋼プロセスの高度化、オールスクラップ電炉短プロセス製鋼の計画的な発展、高品質リサイクル鋼材の生産・供給の強化を奨励。

(2) 非鉄金属リサイクルの供給水準の向上

非鉄金属リサイクルの加工・利用企業に対し、技術、工程、設備の高度化を支援。主要部品の精選解体、希少金属のグリーンかつ効率的な分離・リサイクルといった技術・設備の研究開発を強化。

(3) 高品質リサイクルプラスチックの生産能力の向上

リサイクルプラスチックの分類・等級別供給システムを構築・改善し、廃プラスチックの高付加価値リサイクルシステムの構築を加速。業界のリーディングカンパニーが廃プラスチックのケミカルリサイクルの産業応用を積極的に推進。

(4) 再生紙等の再生資源の供給を強化する

古紙選別・処理センターの建設を支援。製紙工場に対し、効率的な剥離技術の導入、古紙リサイクルプロセスの最適化、再生紙の品質向上を奨励。地域における廃ガラス選別・処理センターの建設、企業による廃繊維処理・利用センターの建設を支援。

(5) 廃棄物リサイクルシステムの改善

廃車、廃電気電子製品、廃動力電池、廃電気機械製品、廃風力・太陽光発電設備の分別リサイクルと精錬解体を深化させ、鉄鋼、非鉄金属、プラスチックなどの分別精度を向上させ、混合廃棄物の分別・選別能力とレベルを向上。廃車及び廃動力電池のリサイクル・処理システムを改善。廃プラスチック、廃紙、廃ガラス、廃繊維の分別・リサイクルシステムの構築を強化。「再生可能資源リサイクル管理弁法」の改正を推進。



3. 主要製品におけるリサイクル材の利用拡大

(6) 自動車製造におけるリサイクル材の利用拡大を促進

自動車メーカーは、部品の性能要件と製品特性に基づき、フレーム、ボディ、ガラス、ホイールなどの部品において、リサイクル鋼、リサイクル非鉄金属、リサイクルガラスの利用を

拡大、内外装部品においては、リサイクルプラスチックの大規模利用することを奨励。

(7) 電気電子製品におけるリサイクル材の利用レベルを向上

電気電子製品メーカーに対し、グリーン設計とサプライチェーン管理の強化を支援。非可動部品、構造部品、製品包装における再生プラスチック、再生銅、再生アルミニウム、再生紙の利用を拡大するとともに、再生希少金属の利用を強化。

(8) 電池生産におけるリサイクル材の利用拡大

動力鉛蓄電池メーカーによる廃電池リサイクルシステムの構築・整備の加速を支援。動力電池メーカーに対し、用途要件を満たす再生金属原料の使用を奨励。

(9) 繊維・包装メーカーに対し、リサイクル材の使用を奨励

軽量繊維企業に対し、再生繊維を良好な適用・普及条件の下で製品に使用することを奨励。食品非接触包装材料メーカー、及び事務用紙メーカーに対し、再生紙、再生プラスチック、その他のリサイクル材の使用率向上を支援。



4. リサイクル材使用管理システムの改善

(10) リサイクル材の普及・利用に関する標準認証制度の改善

再生プラスチックなどのリサイクル材の品質基準システムを改善。自動車、電気電子製品、電池などの主要製品におけるリサイクル材の適用と推進に関する関連規格の調査・策定を推進。資格を有する認証機関によるリサイクル材の製品認証の実施を奨励。

(11) リサイクル材のデータトレーサビリティ管理の着実な推進

業界団体や研究機関が産業チェーン内の企業と協力し、リサイクル材のデータトレーサビリティ・プラットフォームの構築を検討し、リサイクル材の適用と推進の全プロセスにおける情報に基づくトレーサビリティ管理を強化することを奨励。



5. リサイクル材の活用と普及に関する政策の改善

(12) リサイクル材による炭素排出削減のための市場メカニズムを改善

リサイクル鋼材、リサイクル非鉄金属、リサイクルプラスチック、リサイクル紙、リサイクル繊維、リサイクルガラス等のリサイクル材料供給・活用プロジェクトを、国家の自主的な温室効果ガス排出削減取引市場に含めるための実施方法を検討。

(13) リサイクル材の活用と普及に関するインセンティブ政策を改善

再生可能資源のリサイクルと利用を支援するため、既存の資金提供チャネルを調整。政府及び公共機関のグリーン調達対象範囲に、認証済みのリサイクル材活用製品を含めることを、適時に検討し、推進。企業によるリサイクル材を含む製品の調達拡大を奨励。

(14) 海外リサイクル原材料の利用を促進

リサイクル非鉄金属、リサイクル希少金属等の原材料の輸入政策を改善し、廃動力電池等の製品の輸入品質基準及び性能指標制度を検討・改善。輸入リサイクルパルプの監督管理を標準化。



6. 組織と実施体制の強化

国家発展改革委員会は、工業情報化部、関係部門と連携し、全体的調整を強化し、重点リサイクル材の応用・推進に関する追跡、スケジュール策定、進捗評価を強化。リサイクル材の品質管理を強化し、その利用を促進する教宣指導を強化。

「グリーン開発の新たな推進力を高めるために、リサイクル材の活用を積極的に推進する」
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202512/t20251231_1402964.html

最近、国家発展改革委員会と各部門は共同で「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」(以下、「行動計画」)を公布した。この行動計画は、リサイクル材の応用と普及に向けた明確なロードマップを示しており、供給能力の向上、応用活動の強化、健全な管理体制の構築、そして応用・普及政策の精緻化に重点を置き、リサイクル材の利用割合を段階的に増加させるための基盤を築いた。

一、行動計画は、より大規模な循環型経済の形成に新たな弾みを吹き込むものである。長年の発展を経て、我が国は比較的充実した資源リサイクル産業システムを構築し、産業規模と

水準において世界有数の先進国となっている。スクラップ鋼の年間処理能力は1億8,000万トンに達し、リサイクルパルプの年間生産量は6,300万トンを超え、リサイクルプラスチックの年間生産量は約1,640万トン、主要な非鉄金属リサイクルの年間生産量は約1,915万トンである。本行動計画は、主要製品におけるリサイクル材の利用拡大、リサイクル材料の利用促進政策の整備、そして消費者へのきめ細かな対応を提言している。政策指導を通じ、下流市場における高品質リサイクル製品の消費ポテンシャルを活性化し、リサイクル製品の流通経路を円滑化し、市場への適用規模を拡大する。また、市場の需要を先導し、グリーン・低炭素消費市場を積極的に育成することで、上流のリサイクル・加工連携の最適化・高度化を促進し、技術革新を強化し、産業のグリーン・低炭素化への転換を推進する。これは、我が国の超大規模市場優位性を活かし、需給バランスの更なる高次元化を推進し、循環型経済の質の高い発展とグリーン産業の継続的な規模拡大を促進する新たな原動力となる。

二、本行動計画は、地域の実情に応じた新たな高品質生産性の創出に向けた新たな方向性を示している。鉄鋼や非鉄金属といった伝統的製造業のグリーン化・低炭素化への転換・高度化を推進し、高品質なリサイクル材の供給を増やすことは、新たな高品質生産性の発展における重要な側面である。本行動計画は、条件を満たす鉄鋼企業に対し、既存の高炉転炉製鋼プロセスの転換を明確に奨励するとともに、リサイクル非鉄金属の加工・利用企業に対し、技術・設備の高度化を支援する。また、自動車、電気電子製品、繊維、包装分野におけるリサイクル材の比率を着実に高めることを推進し、伝統的産業のグリーン化に向けた実現可能な道筋を示す。本行動計画は、リサイクル材の供給保証と普及を重点分野とし、革新技術の適用シナリオを拡充する。リサイクル材の適用・普及プロセス全体におけるトレーサビリティ管理を強化するには、ビッグデータ、ブロックチェーン、IoTなどの情報技術を活用する必要がある。一次レベルでのリサイクル資源の反復利用における飛躍的な進歩を達成するには、新たな材料技術とリサイクル技術の深層的な融合を促進する必要がある。更に、行動計画では、リサイクル材の普及・活用に関する標準認証制度の改善、リサイクル材のデータトレーサビリティ管理の着実な推進、リサイクル材の普及・活用のためのサービス体制の整備を求めており、これにより、リサイクル材の活用・消費に関する新たな事業形態、モデル、シナリオの創出が加速される。

三、行動計画は、国際貿易の発展動向に適応するための新たな道筋を示している。世界的なグリーン貿易システムの急速な発展を背景に、リサイクル材の使用割合、トレーサビリティ管理、そしてライフサイクル全体の環境パフォーマンスは、貿易ルールを再構築するための重要なツールとなりつつある。近年、EUをはじめとする各国・地域は、電池、包装、自動車などの分野において、リサイクル材の最低使用含有率を義務付ける提案を相次いで行っているほか、デジタル製品パスポートやカーボンフットプリント開示を通じて情報の透明性を強化している。リサイクル材の活用能力は、世界的な産業競争に参画する上で重要な要

素となりつつある。わが国の製造業が既存の競争優位性を強化し、高度な「グローバル化」を実現するには、新たな要求への適応を加速し、産業チェーンとサプライチェーンの国際適応性を高める必要がある。本行動計画は国際的な発展の要請に合致し、リサイクル材の供給保証能力の向上を促進し、主要製品におけるリサイクル材の適用レベルを強化し、トレーサビリティと情報管理メカニズムを改善することで、企業の国際競争への参画を支援する。

四、本行動計画は、グリーンで低炭素なライフスタイルを推進するための新たなシナリオを提示する。グリーンで低炭素なライフスタイルは、資源保全、グリーン消費、グリーントラベルなど、豊富な内容を網羅する。その核心は、日常生活における行動変容を通じて資源消費と炭素排出量の削減を促進することであり、リサイクル材の利用はその典型的な道筋となる。本行動計画の導入は、リサイクル材に対する国民の理解を深めるのに役立つだろう。厳格な品質基準の策定と実施、全工程における情報トレーサビリティ管理の推進、製品の衛生・安全・環境保護に関する要求事項の強化により、リサイクル材の社会受容性を高め、消費者が安心してリサイクル材を「見て、理解して、使う」ことができるようになる。また、リサイクル材を「使える」から「使ってみたい」「優先的に使う」へと転換させることも促進される。リサイクル材の利用規模と質の向上は、リサイクルの概念を都市、コミュニティ、そして家庭の日常生活に真に浸透させ、グリーンライフスタイルを社会の潮流へと発展させることに貢献する。

行動計画の発表は、資源利用方法の転換と資源利用効率の向上を促進する重要な兆候であるだけでなく、総合的な保全戦略の実践を鮮やかに示している。行動計画の実施を通じて、中国におけるリサイクル材料の利用は確実に拡大し、主要産業のグリーン化・低炭素化、そして産業チェーンとサプライチェーンの安全と安定に大きく貢献するだろう。

(著者：清華大学蘇州環境イノベーション研究所副所長 莫鑫)

「循環型経済の質の高い発展を促進するためのリサイクル材の活用と普及の強化」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202512/t20251231_1402962.html

先頃、国家発展改革委員会と各部門は共同で「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」（以下、「行動計画」）を公布し、リサイクル材の活用と普及に向けた展開を概説した。リサイクル材の活用と普及の鍵は、広域リサイクルから分級リサイクルへ、広域解体から精製解体へ、一次加工から深加工へ、そしてダウングレード利用から保存・グレード利用へと、体系的な高度化を加速し、資源循環チェーンの更なる円滑化を図り、資源利用効率を全面的に向上させることである。

一、リサイクル材の活用と普及の意義を十分に認識する

(一) 全面的なグリーン化への客観的な要求。習近平総書記は、経済社会発展の全面的なグリーン化を推進することが、資源、環境、生態系問題の解決に向けた根本戦略であると強調した。「デュアルカーボン」の取り組みを指針とし、炭素削減、汚染削減、グリーン化、成長の推進を協調的に進める必要がある。リサイクル材の活用と普及は、グリーン開発の概念を実践し、包括的なグリーン変革の要件を満たす上で重要な実践である。材料の代替、プロセスの最適化、製品のリサイクルを通じて、資源採掘から加工・製造に至るまで、汚染物質と二酸化炭素排出量を効果的に削減する。鉄鋼業界を例に挙げると、スクラップ鋼電炉ショートプロセス技術の導入により、従来の製鋼プロセスと比較して、鋼材1トン当たり約1.6トンの二酸化炭素排出量を削減し、排ガス排出量を約86%、廃水排出量を76%、廃棄物残渣（尾鉱を含む）を97%削減できる。これらのデータは、リサイクル材の活用拡大が、経済社会の発展における源泉からの包括的なグリーン変革を確実に支えることができることを示している。

(二) 資源効率向上の不可欠な重要性習近平総書記は、人類と自然の調和ある共存を特徴とする中国型現代化の構築には、資源利用の源泉を把握し、資源の総合管理、科学的配分、総合的な保全、リサイクルを推進し、資源利用効率を総合的に向上させる必要があると強調した。リサイクル材の活用と推進は、この要求を実践する上で重要な兆候である。関連データによると、アルミニウムスクラップ1トンのリサイクルで約4トンのボーキサイトの採掘量を削減でき、鉄スクラップ1トンのリサイクルで鉄鉱石1.4トンと石炭0.74トンの使用量を削減できる。現在、新エネルギー車分野におけるリサイクルアルミニウムの利用率は65%に達しており、一部の企業では既に動力電池の外装材に100%リサイクルアルミニウムを使用している。リサイクル材の活用と推進は、資源利用効率を大幅に向上させ、資源消費強度を効果的に低減し、関連産業のハイエンド化とグリーン化を強力に支援することができる。

(三) 国際循環を促進するための必要な措置習近平総書記は、新たな発展パターンの構築を加速し、内部循環を実現し、我が国の超大規模市場優位性を活用して世界の資源を誘致し、国内外の市場と資源の連動効果を高める必要があると強調した。現在、グリーン認証と持続可能性認証は、国際貿易において、動力電池や新エネルギー車などの製品の輸出に影響を与える重要な要素になりつつある。例えば、EUの新しい電池法は、コバルト、鉛、リチウム、ニッケルなどの電池材料のリサイクル率に関する要求を定めている。リサイクル材料の応用と推進は、国際ルールの変化に対応し、製造業の国際競争力を高めるための有効な手段である。高価値、大規模、標準化されたリサイクル材供給システムの構築を加速することは、国際経済貿易ルールの要求を満たし、グリーン貿易の障壁を突破するのに有利である。同時に、リサイクル材の技術レベルと産業基準の向上を通じて、我が国は関連する国際ルールの策定に積極的に参加し、更には主導的な役割を果たし、国内外の双循環による好循環と相乗

効果を促進できる。

二、重点分野への注力と重要分野における応用の突破

本行動計画は、問題解決型アプローチと体系的思考に基づき、供給能力の向上と応用シナリオの拡大の両方に重点を置いている。一方では、地域リサイクル材の流通センターの建設や、高度な加工・分級の推進により、高品質リサイクル材の安定供給能力を体系的に強化する。他方では、重点分野と応用シナリオに重点を置いた応用経路を定めている。自動車分野では、フレームやボディなどの部品におけるリサイクル鋼材とリサイクル非鉄金属の割合を高めること、内外装トリム部品におけるリサイクルプラスチックの大規模適用を優先することに重点を置いている。電気電子分野では、一部の部品や製品包装におけるリサイクルプラスチックとリサイクル銅の使用拡大に重点を置いている。電池分野では、リサイクル金属の比率を高めることに重点的に取り組む。繊維・包装分野では、企業が代表的な製品においてリサイクル紙、リサイクルプラスチック、リサイクル繊維の利用を拡大できるよう支援する。関連する主要産業におけるリサイクル材の大規模な利用を促進することで、循環型経済チェーン全体の質と効率を向上させる。

三、メカニズムシステムの改善と政策協調・保証の強化

行動計画は、制度革新と政策協調を堅持し、標準認証、データトレーサビリティ、市場メカニズム、政策支援を含むフルチェーン支援・保証システムを体系的に構築する。第一に、標準認証システムを改善する。リサイクル材の品質基準システムを改善し、主要分野の計量技術仕様を策定し、資格を有する認証機関による認証を奨励する。第二に、フルプロセスデータトレーサビリティを実施する。リサイクル材の全プロセスにおける情報に基づくトレーサビリティ管理を着実に推進し、データトレーサビリティプラットフォームの構築を検討し、製品の信頼性とサプライチェーンの透明性を高める。第三に、市場主導メカニズムを改善する。リサイクル材の供給と利用における炭素排出削減方法論を確立・改善し、国家温室効果ガス自主排出削減取引市場などの取引システムに、リサイクル材の炭素排出削減効果を組み込むことを推進する。第四に、政策インセンティブを強化します。認証を受けたリサイクル材応用製品を、政府・公共機関のグリーン調達対象に含めるよう、適時検討・推進するとともに、主導的な企業が業界をリードする役割を担うことを奨励する。第五に、国内外の資源保証メカニズムを最適化し、海外のリサイクル原材料の利用を促進し、リサイクル非鉄金属やリサイクル希少金属などの原材料の輸入政策を改善するとともに、廃動力電池などの製品の輸入品質基準制度を検討・改善する。一連の措置を講じることで、制度的障壁の打破に注力し、リサイクル材産業の高付加価値発展に向けた制度的保証を強化していく。

四、多者間の参加を誘導し、良好な社会環境を醸成する

リサイクル材の応用・推進は、政府の指導、産業振興、企業のリーダーシップ、科学的研究支

援、そして国民の参加と切り離すことはできない。関係部門は、総合的な計画立案を強化し、部門間の連携と事後評価を強化し、政策の実施を体系的に推進すべきである。業界団体は橋渡し役として、それぞれの業界・分野におけるリサイクル材の応用・推進に関する具体的な計画策定を組織し、技術交流や標準の共同構築を行い、重点産業のリーディングカンパニーによる実証実験を主導すべきである。企業は事業主体としての役割を發揮し、产学研官連携・研究・応用の融合を深め、重点技術・設備の研究開発に参画し、リサイクル材料の利用を中心戦略に組み込み、産業チェーン全体の変革を主導すべきである。研究機関は、より環境に優しく効率的なリサイクル技術に重点を置き、集中的な研究を展開し、研究成果の転換・応用を強化し、産業の高度化に向けた継続的な技術支援を提供するべきである。国民は積極的にグリーン消費を実践し、リサイクル材を含む製品を優先的に購入し、良好な社会的な支援雰囲気を醸成すべきである。

(著者：潘永剛、中国循環経済協会副会長、樊英英、中国循環経済協会政策研究室長)

「リサイクル材は、我が国の産業チェーンとサプライチェーンの安全性にとって重要な保証となるだろう」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202512/t20251231_1402960.html

最近、国家発展改革委員会と各部門は共同で「リサイクル材の活用と普及に関する行動計画」（以下、「行動計画」）を公布した。これは、リサイクル材の活用と普及を推進するための専門文書が初めて公布されたことを意味する。経済社会の発展と人々の消費レベルの向上に伴い、廃棄物や設備に蓄積される再生資源の量は増加の一途を辿っている。これらの資源をいかに有効に開発・活用するかは、現在の循環型経済の発展において重要な課題となっている。「行動計画」は、供給側と需要側の双方に焦点を当て、リサイクル材の応用と普及に関する政策と制度の構築を加速させる。これは、社会全体をカバーする資源循環システムを包括的に構築する上で重要な意義を持ち、一次資源と再生資源が相互に補完し合う新たな資源安全保障の概念を推進する上でも重要な意義を持つ。

一、リサイクル材の供給保証能力を強化し、応用と普及の重要な接点を担う。廃棄物リサイクル・処理企業の熱意は高く、有価廃棄物はほぼ全量回収可能である。同時に、自動車、家電、包装材料製造企業も高品質なリサイクル材への需要が強い。リサイクル材供給システムの更なる改善は、より高品質でトレーサビリティの高いリサイクル材の供給に寄与し、上流産業と下流産業を繋ぐグリーンサプライチェーンシステムの構築を促進する。行動計画では、リサイクル材の供給能力の向上、条件を満たす鉄鋼企業によるオールスクラップ鋼を用いた電炉短工程製鋼の推進、高品質リサイクル材の供給強化、非鉄金属リサイクル材の利用能力向上、紙・ガラスリサイクル材の品質向上、廃プラスチックの高付加価値リサイクルシステムの構築加速などを掲げている。これにより、高品質リサイクル材供給のボトルネック

が解消され、リサイクル材の活用・普及に向けた産業チェーンの円滑化が促進される。

二、廃棄物リサイクルシステムを改善し、リサイクル材の活用・普及のための資源基盤を強化する。発生源における廃棄物リサイクルシステムの構築強化は、リサイクル材の生産と応用を促進するための重要な基盤である。本行動計画では、廃棄物リサイクルシステムの改善、廃車、廃電気電子製品、廃電池、廃電気機械製品、廃風力・太陽光発電設備の分別リサイクルと精錬解体の推進、廃プラスチック、廃紙、廃ガラス、廃繊維の発生源別分別リサイクルシステムの構築強化を提案している。廃棄物リサイクルプロセスの更なる標準化のため、「再生資源管理弁法」の改正を推進し、廃車及び廃電池のリサイクル・処理システムの改善を提案する。本行動計画は、発生源における廃棄物リサイクルの慣行を規制し、効率的な収集だけでなく、きめ細かな処理を確保することで、資源関連企業によるその後の分別・利用を促進する。

三、重点産業への適用と推進に重点を置き、リサイクル材のより的確な利用を促進する。我が国の循環型経済は長年の発展を経て、比較的完成度の高い資源循環システムを確立し、企業は原材料コストの削減のため、リサイクル材の利用を広く受け入れている。本行動計画は、関連産業がリサイクル材の利用拡大を意識的に行うよう促し、グリーン・低炭素発展の実現に向けた重要な戦略であり、社会的責任を果たすための重要な手段となる。本行動計画は、自動車、電気電子製品、電池、繊維、包装をリサイクル材の活用と普及の重点産業として明確に位置付け、どの部品に優先的に利用すべきか、また、どの種類のリサイクル材を異なる製品に使用すべきかを具体的に示している。同時に、主要企業に対し、リサイクル材の活用と普及に関する計画を策定・実施し、高品質のリサイクル材料の適切な用途を見出すよう奨励する。

四、リサイクル材製品に対する市場需要の拡大を目指し、監督と啓発活動を強化する。リサイクル材の大規模な活用と普及には、消費者の信頼を確保するための品質監督と管理だけでなく、消費者の理解、受容、満足を確保するための消費者教育と知識の普及も不可欠である。本行動計画は、人間中心の理念を全面的に実践し、品質管理における品質と安全性の基盤を確保するための多様な措置を講じる。リサイクル材の品質基準体系の改善、品質、人間の健康、安全、環境保護に関する要求水準の引き上げ、そして消費者が基準に適合した製品を購入できるよう、資格を有する認証機関による認証の実施を奨励している。更に、部門横断的な法執行監督を強化し、リサイクル材の性能、安全性、環境保護に関する基準を厳格に実施し、グリーン消費を積極的に推進し、リサイクル材の活用と普及に関する知識を普及させ、リサイクル材の活用と普及に対する企業の参加と社会の受容を高めることを提案しています。消費者の需要拡大のため、本行動計画は、政府及び公共機関のグリーン調達対象にリサイクル材認証製品を含めることを検討・推進し、企業によるリサイクル材を含む製品の

調達拡大を奨励する。

リサイクル材の積極的な活用と推進は、経済社会発展における一次資源への過度な依存を緩和するための重要な手段であり、経済社会の包括的なグリーン化を推進し、質の高い経済社会発展を実現し、生態文明を築くための不可欠な道です。本行動計画は、リサイクル材の大規模活用の新たな時代の到来を告げ、我が国の国情に適した資源循環システムとリサイクル材活用推進システムの構築を加速するための確固たる基盤を築く。

(執筆者：張徳元、国家発展改革委員会制度改革研究所循環経済研究室主任／副研究員)

国务院「2025年12月27日固体廢棄物の総合管理行動計画の公布に関する通知」2025年1月4日公布

https://www.gov.cn/zhengce/content/202601/content_7053807.htm

各省、自治区、直轄市人民政府、並びに国务院の各部、委員会及び直属機関各位：

固体廢棄物総合管理行動計画をここに発布し、皆の真摯な実施を願う。

国务院 2025年12月27日

固体廢棄物総合管理行動計画

本行動計画は、固体廢棄物の総合管理を強化し、「美しい中国」の建設を推進し、経済社会発展における包括的なグリーン化を加速するために策定された。

1. 総論

習近平新時代の中国の特色ある社会主义思想を導きとし、中国共产党第20回全国代表大会及びその後の全体会議の精神を徹底的に貫徹し、新たな发展理念を全面的かつ正確に貫徹し、削減、資源利用、無害化の原則を堅持し、体系的な前進と重要な突破を堅持し、不足と弱点の穴埋めを加速し、重点分野、重点地域、重点課題に注力し、特別は正運動を徹底的に展開し、循環型管理を厳格に実施し、発生源削減、プロセス制御、エンドオブパイプ利用、チェーン全体の無害化管理を網羅する総合的な固体廢棄物管理システムを構築する。国民生活と安全な生産に密接に関連する固体廢棄物の処理を優先し、総合的なガバナンスの長期的なメカニズムを整備し、固体廢棄物の増加の勢いを断固として抑制する。2030年までに、重点分野における固体廢棄物の特別処理において顕著な成果が達成され、固体廢棄物の歴史的蓄積が効果的に抑制され、不法投棄・処分の発生率が高く抑制され、粗大固体廢棄物の年間総合利用量は45億トンに達し、主要な再生可能資源の年間リサイクル量は5億1000万トンに達し、固体廢棄物の総合管理能力とレベルが大幅に向上する。

2. 発生源管理と削減の推進

(1) 産業固体廢棄物の発生源削減の強化 産業、環境保護、省エネに関する政策を厳格に実施し、法令に基づき老朽化した生産能力を廃止する。工業団地における固体廢棄物の発生源管理を強化する。グリーン設計を積極的に推進し、企業の生産工程と設備の改善を支援し、工業生産の精緻な管理を強化し、固体廢棄物の発生強度を低減する。非鉄重金属鉱山の採掘と選鉱の一体的発展を推進し、近隣の鉱滓の埋め戻しを促進する。また、自営鉱山や鉱滓利用・処分施設の支援を受けない選鉱プロジェクトの建設は原則として承認しない。主要産業における固体廢棄物の発生と総合消費のダイナミックバランスの段階的な実現を推進する。

(2) 都市固形廃棄物の発生源管理を実施する。建設廃棄物の分別処理を推進する。プレハブ住宅の着実な発展、グリーン建設、家具付き・標準化された内装納品の推進、建設現場における固形廃棄物の発生源管理の強化を図る。建設廃棄物の削減、輸送、利用、処分に必要な費用をプロジェクト費用に算入し、プロジェクトの入札及び建設設計において削減要件と対策を明確にする。住宅建設及び都市土木工事における固形廃棄物排出量の割当管理を検討する。庭木の廃棄物の現場内および近隣処理を奨励する。事業者の主体的責任を強化し、プラスチック製品の標準化使用と削減に関する要求を厳格に実施する。宅配便包装のグリーン化を加速し、過剰包装品のガバナンスを強化する。

(3) 農林業固形廃棄物の発生を削減する。マルチフィルムの科学的使用と管理を強化し、市場や圃場における規格外マルチフィルムの使用を厳格に禁止する。農業資材包装の管理を強化し、包装廃棄物の発生を削減する。循環型農業生産モデルを推進する。

3. 収集、輸送、保管の標準化

(4) 産業固形廃棄物の標準化管理を強化する。産業固形廃棄物管理台帳システムを改善し、チェーン全体の追跡管理を強化する。産業固形廃棄物の分別収集・保管を推進し、混合投棄を防止する。生活廃棄物収集施設への産業固形廃棄物の投棄を禁止する。省間における産業固形廃棄物と有害廃棄物の移転に関する承認制度を厳格に実施する。各企業からの有害廃棄物の収集・管理を標準化する。

(5) 都市固形廃棄物のリサイクル・輸送システムを標準化する。生活廃棄物の分別と資源利用レベルを向上させる。生活廃棄物分別拠点と廃棄物リサイクル拠点の連携を深める。「インターネット+リサイクル」モデルを構築する。建設現場と仮置場への情報化監視を強化し、輸送車両の動態監視を強化し、輸送中の建設廃棄物の流出や無差別投棄を厳格に防止し、都市建設廃棄物の農村部への流出を防止する。地域の実情に合わせて、園芸廃棄物の分別収集コンテナと輸送設備を整備する。

(6) 農林業固形廃棄物の収集・輸送能力を向上させる。地域の実情に合わせて、畜産・養鷄糞収集・処理施設を建設する。わらの収集・保管・輸送システムを改善し、専門的な第三者サービス機関を育成する。廃棄農業資材と廃農業機械のリサイクル・処理を強化する。供給・販売協同組合システムのリサイクルネットワークを積極的に活用する。農業資材販売拠点と農村廃棄物リサイクルステーションを連携させたリサイクルシステムを構築し、デポジット制度やリサイクル報酬制度などのモデルを推進する。

4. 資源利用レベルの向上

(7) 粗大固形廃棄物の総合利用を強化する。製錬スラグ、尾鉱、随伴鉱物、赤泥、建設廃棄物の総合利用能力を高め、有用成分の効率的な抽出と総合利用を強化する。また、地域の状況に応じた石炭鉱石の多様化利用を促進する。わらの総合利用経路を拡大し、わらの現場還元の科学的・標準化レベルを向上させる。畜産・養鶏廃棄物の資源利用を促進する。

(8) 再生可能資源のリサイクル水準の向上。再生可能資源総合利用産業の標準化管理を強化する。「都市鉱山」モデル拠点の高度化を推進する。拡大生産者責任制度の実施を深化させ、電気電子製品、自動車、動力電池メーカーのリサイクル参加を指導する。中古品取引の管理体制を改善する。「インターネット+中古」モデルの発展を奨励する。再製造産業を力強く発展させる。固形廃棄物の輸入ゼロを前提に、海外からの高品質な再生可能資源の輸入と利用を秩序正しく推進する。

(9) リサイクル材の利用と普及を強化する。リサイクル材の基準と認証制度を確立・整備する。リサイクル材及び製品のカーボンフットプリント認証を検討・実施する。メーカーがリサイクル材の利用率を向上させるよう指導する。リサイクル材の利用を企業の社会的責任(CSR)の範囲に含めることを促進する。政府のグリーン調達の対象範囲に、より多くの適格なリサイクル材及び製品を含める。リサイクル材の利用に関する情報に基づくトレーサビリティの確保を模索する。

5. 無害化処理能力の向上

(10) プロセス全体における無害化レベルの向上を図る。バルク産業固形廃棄物の無害化前処理を強化し、保管・埋立て量と環境汚染リスクを削減する。地域の実情に応じて都市固形廃棄物処理方法を決定し、都市固形廃棄物焼却施設を合理的に計画・建設する。安全かつ安定した操業を確保した上で、都市下水処理場からの汚泥と産業固形廃棄物の混合処理を奨励する。新たな都市固形廃棄物焼却プロジェクトでは、飛灰処理法も同時に導入し、飛灰の埋立て量を段階的に削減する。汚泥処理・処分構造を最適化し、埋立て規模を縮小する。

(11) 大規模処理・利用ルートを着実かつ秩序正しく模索する。環境品質基準、汚染リスク管理要件、安全生産要件を満たすことを前提に、地下埋戻し、坑道埋め戻し、生態系修復などの方法により、バルク産業固形廃棄物の大規模処理・利用ルートを模索する。統一的かつ標準化された管理体制を構築し、部門間の連携を強化し、関連する承認・意思決定手続きを厳格に実施し、大規模な処分・利用を装った不法投棄を断固として防止する。

6. 重点分野における特別是正措置の実施

(12) 固形廃棄物の不法投棄・処分に関する特別是正措置を実施する。重点分野における固形廃棄物の不法投棄・処分について、徹底的な調査を実施し、問題を速やかに特定し、期限

内に一つ一つ是正する。違法行為を行った組織及び個人に対し、法令に基づき厳正に捜査・処罰を行い、ブラック・インターレストの連鎖を断ち切る。

(13) 都市固形廃棄物埋立地における環境汚染危害対策特別キャンペーンを実施する。都市固形廃棄物埋立地における環境汚染危害を体系的に調査し、問題是正台帳を作成する。是正技術要件の策定を加速し、特別是正措置における「一つの埋立地、一つの政策」のアプローチを実施する。2024年年末までに閉鎖予定の埋立地は、継続利用の計画があるものを除き、原則として2027年までに全面閉鎖・改善を行う。

(14) 建設廃棄物対策特別キャンペーンを強化。建設廃棄物の利用・処分施設の計画・建設を加速する。建設廃棄物の発生、収集、保管、輸送、利用、処分の各段階における違法・不法行為を徹底的に調査する。部門横断的な日常的な共同法執行・処罰体制を強化し、円滑な情報共有と事案の移管ルートを確保する。また、いくつかの典型的事案について、法に基づき厳正かつ厳格に、迅速に調査・処罰する。

(15) 過去の固形廃棄物集積地対策特別キャンペーンを実施する。全国の主要な産業固形廃棄物集積地の環境管理状況を把握する。環境リスク調査・評価を実施し、「一箇所一政策」のアプローチを実施して、重金属鉱山、鉱滓堆積場、鉱滓堆積場、有害廃棄物埋立地における環境安全ハザードを徹底的に調査・是正する。2030年までに、全国の歴史的固形廃棄物埋立地の60%以上を浄化し、赤泥堆積場及び鉱滓堆積場の環境リスクハザード是正を全面的に完了させる。

(16) リン酸石膏の総合管理を深化させる。「一箇所一政策」のアプローチを実施して、リン酸石膏堆積場における環境リスクとハザードを調査・是正する。リン酸石膏の保管、輸送、利用に関する環境管理を強化し、リン酸石膏の利用及び無害保管に関する汚染防止技術基準を厳格に実施する。リン酸石膏に関連する環境違反行為を法に基づき厳正に処罰する。2027年までに、雲南省、湖北省、貴州省、四川省、安徽省、重慶市などの地域で、既存のリン酸石膏池の改修を完了する。

7. 全プロセスにおける厳格な監督と規制の施行。

(17) 情報化監督能力の強化。固形廃棄物のライフサイクル全体に亘る情報化監督を強化し、法律に基づき、都市固形廃棄物の焼却、固形廃棄物の埋立て、有害廃棄物の焼却・混合処理、工業炉における混合処理、主要な重金属産業における自動監視を強化する。全プロセスにおける有害廃棄物のリアルタイム動態監視を推進する。企業のデジタル監視設備のアップグレードと改造を促進する。

(18) 環境法の執行と監督を強化する。固形廃棄物の汚染防止と管理に関する関連法規を厳格に施行し、生産から処分に至るまでの全チェーンにおける監督を強化する。固形廃棄物に関する環境犯罪を厳重に取り締まり、法令に基づき責任追及を行う。また、隠蔽配管による不法排出など、明らかに悪意があり、深刻な環境被害を及ぼす違法・不法行為の処罰を強化する。生態環境部門は、深刻な生態被害や環境汚染を引き起こした事案を監督する。重点分野における「廃棄物浄化活動」を継続的に実施する。部門間・地域間の共同監督・法執行メカニズムを構築・強化し、省を跨ぐ固形廃棄物の不法投棄の取締りを強化する。固形廃棄物の不法・不法投棄などの顕著な生態環境問題を生態環境保護監督の対象に含める。

8. 法規制・技術システムの改善

(19) 法規制システムの改善。生態環境法典の制定と循環型経済推進法の改正を推進する。汚染事業者による産業固形廃棄物の環境情報の合法的な開示を促進し、環境信用評価に組み込む。廃電気電子製品、有害廃棄物経営許可証、建設廃棄物のリサイクル・処理に関する規制・規則を改正する。新エネルギー車用動力電池の総合利用に関する管理措置の公布を加速する。粗大固形廃棄物及び再生可能資源の統計調査体制を整備し、循環型経済の統計・評価システムを強化する。

(20) 標準の指導的役割の活用。産業構造調整指導目録を改訂し、旧式技術・設備の規制・淘汰を強化する。固形廃棄物汚染防止基準を類型別に策定・改訂し、建設廃棄物などの固形廃棄物の資源利用に関する技術・製品品質基準を向上し、再生原料と固形廃棄物の判定基準を明確化する。固形廃棄物管理に関する国際基準の策定・改訂に積極的に参加し、基準・認証制度の国際的整合性を強化する。

(21) 技術革新支援の強化。固形廃棄物のリサイクルと重金属汚染防止に関する重要技術の研究開発を強化し、資源リサイクルの主要技術・設備の研究を実施する。生態環境保護技術指導目録を策定する。鉱物資源及び工業資源の総合利用に関する先進的かつ適用可能な技術・設備目録を改訂する。

9. 政策的保障の強化

(22) 土地利用保障の強化。鉱山跡地における固形廃棄物の埋め戻しプロジェクトを科学的に計画する。生活廃棄物の分別収集・運搬・保管などのプロジェクトを公共インフラの土地利用保証の対象に含める。地方政府は資源循環プロジェクトに対する土地利用保証を強化し、産業用地の1%以上を資源循環施設の建設支援に充てる。

(23) 投資・財政・金融政策支援を強化する。各レベル・各種類の資金を有効に活用し、条件を満たす固形廃棄物総合管理・資源循環プロジェクトの建設を支援するとともに、固形廃

棄物の無害化保管・運搬・処理施設・設備の不足を迅速に解消する。グリーンファイナンスを積極的に展開し、金融機関と社会資本による投資拡大を指導する。固形廃棄物環境保護税に関する政策実施ガイドラインを改善し、事業者によるリサイクルと無害化処理の強化を指導する。資源循環企業が廃棄物を販売する自然人に対して「逆インボイス」を発行する慣行を促進する。科学的かつ合理的な価格設定メカニズムを構築し、関係企業が固形廃棄物総合管理技術の研究開発への投資を拡大し、持続可能なビジネスモデルを構築し、市場原理を活用して循環型経済の発展を促進するよう導く。

(24) 課金制度の改善。廃棄物処理課金制度を実施し、廃棄物処理課金基準を合理的に策定・調整する。地方自治体による課金モデルの改善を支援し、廃棄物の分類に基づく差別化された生活ごみ処理料金制度を検討する。非住宅用厨房廃棄物処理の従量制課金を推進する。

10. 実施保障の強化

(25) 組織的指導の強化。党中央委員会の集中的かつ統一的な指導の下、各地域及び関係部門は、それぞれの実情を踏まえ、これらの措置を効果的に実施すべきである。各レベルの地方自治体は、それぞれの主務を誠実に履行し、業務体制を改善し、目標と任務を明確にし、効果的な実施を確保すべきである。企業に対する行政検査を厳格に規制する。国家発展改革委員会と生態環境部は、全体連携を強化し、本行動計画に基づく各任務の実施を推進し、進捗状況と効果を速やかに評価する。生態環境部は、統一的な監督管理を強化し、「廃棄物ゼロ都市」の建設を加速し、固形廃棄物汚染防止のための目標責任制度と評価制度の実施を推進する。関係部門は、それぞれの職責に基づき、重点任務を遂行し、相乗効果を発揮する。政府と企業の責任範囲を明確にし、「汚染者は処理する」という原則を堅持し、固形廃棄物汚染の主要責任者の防止責任を強化する。重要な事項は、手続きに従い速やかに報告する。

(26) 広報活動と国際協力を強化する。循環経済と「廃棄物ゼロ」の概念に関する知識を、関連する教育・研修システムに組み込む。国家環境デイ、国家省エネ広報週間、世界環境デイに合わせて、多様な広報・教育活動を展開し、先進的な経験や実践を促進し、社会全体が参加できる前向きな雰囲気を醸成する。多国間および二国間の国際協力を深め、国際条約の履行を強化し、より実践的な成果を促進する。

国家発展改革委員会「専門家解釈その1 | 循環型経済の積極的な発展とチェーン全体に亘る総合的な固形廃棄物管理の推進」(2026年1月4日)

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202601/t20260104_1403027.html

国务院は先日、「固形廃棄物総合管理行動計画」(以下、「行動計画」)を公布した。本行動計

画は、削減、資源利用、無害化の原則を堅持し、体系的な前進と重要な突破口を堅持し、欠陥と弱点の克服を加速し、徹底した専門的活動を展開し、循環型管理を厳格に実施し、発生源削減、プロセス管理、エンドオブパイプ（末端利用）、そしてチェーン全体に亘る無害化管理を網羅する総合的な固体廃棄物管理システムを構築することを提唱している。本行動計画は、明確な目標、明確な道筋、実行可能な措置、そして強力な保証を備えており、我が国の今後の総合的な固体廃棄物管理の課題を解決するためのロードマップを科学的に示し、質の高い発展と高度な保護を調和させるための確かな道筋を示している。これは、経済社会発展の総合的なグリーン化を加速し、美しい中国を築くための実践的な措置である。

1. 総合的な固体廃棄物管理の重要性に対する意識向上と十分な認識

(1) 美しい中国を築くための実際的必要性。習近平総書記は、美しい中国を築くためには、人と自然が調和して共存する近代化を全面的に推進する必要があると強調した。我が国は長年に亘り蓄積してきた大量の固体廃棄物を排出している。特に近年、セメントや建築資材などの固体廃棄物の総合的な利用・処理における従来の主流ルートは縮小の一途を辿っており、各界から幅広い注目を集めている。総合的な固体廃棄物管理を強化し、発生源削減から最終処分までのフルチェーン管理を実現することは、生態環境の質の向上と強固な生態安全保障の構築に不可欠であるだけでなく、高いレベルで美しい中国を築くための実際の必要性もある。

(2) 資源利用効率向上のための客観的な要件。習近平総書記は、資源利用の源泉を把握し、資源の総合管理、科学的配分、総合的な保全、リサイクルを推進し、資源利用効率を全面的に向上させる必要があると強調した。固体廃棄物は無用なものではなく、むしろ、適切な場所に廃棄されれば貴重な資源となり、重要な資源特性を有している。例えば、廃石は建築資材の製造において天然の砂利資源の代替となり、リン酸石膏は硫酸の製造やセメントクリンカーの副産物として利用できる。現在、我が国的主要な資源制約は厳しさを増している。様々な固体廃棄物をリサイクルすることで、資源利用効率を効果的に向上させ、物質の節約、汚染の削減、そして炭素の削減という相乗効果を実現できる。

(3) 人々の福祉を向上させるための実践的な対策。習近平総書記は、良好な生態環境こそが人々の福祉の最も包括的な形であると強調した。固体廃棄物の不適切な管理は、水質汚染、土壤の劣化、不快な空気臭といった顕著な環境問題を引き起こしやすく、公衆衛生と生活の質を直接的に脅かす。近年、カルスト洞窟の不法な埋立てによる「ゴミ捨て場」化や、中央環境保護検査チームによる建設廃棄物の無秩序な処分に関する頻繁な報告など、固体廃棄物の不法な移送・投棄に起因する環境事故が多発している。これらの問題は大きな注目を集め、大きな影響を及ぼしている。固体廃棄物の総合管理を強化することは、国民の懸念に応え、人々の環境権を守り、国民の利益感、幸福感、そして安心感を高めるための重要な措置

である。

2. 循環型経済の発展による固体廃棄物の総合管理への体系的な解決策の提供

習近平総書記は、資源の節約こそが生態環境保護の根本戦略であると深く指摘した。循環型経済は、固体廃棄物のライフサイクル全体に亘る管理を重視し、発生源削減、プロセス管理、総合利用を通じて資源利用方法を変革し、資源利用効率を向上させることで、廃棄物を宝に、有害性を利益に変えるものである。これは、行動計画における一連の措置の重要な構成要素である。

(1) 発生源削減の推進。削減は循環型経済発展の重要な原則の一つである。産業構造の最適化、グリーン設計の推進、産業連携、生産と生活の循環的な繋がりといった様々な施策を通じて、固体廃棄物の発生と排出量を発生源から大幅に削減できる。行動計画では、老朽化した生産能力の廃止、生産プロセスの改善、洗練された管理の強化といった措置を通じて、産業、都市部、農林業からの固体廃棄物の発生源削減を強化することを求めている。我が国での循環型経済発展の実践においては、石炭産業における「石炭鉱石地中埋戻し+地表埋戻し」モデルや、リン酸塩産業におけるリン酸石膏の「消費に基づく生産」モデルなど、推進・適用する価値のある固体廃棄物の発生源削減の典型的な事例が数多く存在し、多様なチャネルを通じて生産プロセスにおける産業固体廃棄物の発生源削減を促進する実現可能な道筋を示している。

(2) プロセス管理の強化循環型経済の構築により、固体廃棄物の発生、収集、輸送、保管、選別、処理といった複数の段階を網羅する閉ループシステムが構築され、廃棄物のリサイクルが促進される。本行動計画では、産業固体廃棄物の分別収集・保管、混合投棄の防止、産業固体廃棄物と有害廃棄物の省間輸送に関する認可制度の厳格な実施を求めている。また、都市固体廃棄物のリサイクル・輸送システムの標準化、家庭ごみ分別拠点と廃棄物リサイクル拠点の統合深化、建設現場、仮置場、輸送車両に対する情報に基づく動態監視の強化も求められている。

(3) 資源利用の強化。固体廃棄物資源の利用は、循環型経済の構築における重要な側面であり、様々な固体廃棄物処理の重要な経路である。本行動計画では、固体廃棄物資源の利用レベルを向上させるための措置を概説し、バルク固体廃棄物の総合的利用の強化、再生資源のリサイクルレベルの向上、リサイクル材の活用と推進の強化という3つの具体的な課題を提示している。実際、我が国は豊富な経験を積み重ね、目覚ましい成果を上げている。例えば、産業分野では、粗大固体廃棄物の総合利用率は2024年に59%に達し、一次資源への代替率は50%を超えている。2024年には、リサイクル銅とリサイクルアルミニウムの国内供給は、原材料供給のそれぞれ58.4%と84.4%を占め、工業生産にとって重要な供給源とな

っている。

3. 徹底した実施の確保と包括的かつ長期的なガバナンスメカニズムの改善の加速
固体廃棄物管理の課題を解決するには、確立された原則に従い、予防と管理を組み合わせ、
包括的な対策を実施する必要がある。本行動計画は、問題指向、目標指向、体系的なアプロ
ーチを堅持し、包括的な固体廃棄物管理を体系的に展開する。プロセス全体の監督、多様な
利害関係者の参加、そして多様な要素の保証を強化することで、本行動の効果的な実施を強
力に支援する。

(1) プロセス全体の監督の強化。本行動計画は、監督能力の強化と監督責任の明確化を、包括的な固体廃棄物管理の効果的な実施を促進するための重要な保証と位置付けている。本行動計画は、固体廃棄物ライフサイクル全体に亘る情報に基づく監督の強化、生産量が多く環境リスクの高い主要産業・企業に対する自動監視の強化、環境法執行監督の強化、固体廃棄物に関連する環境犯罪に対する強硬姿勢の維持、固体廃棄物分野における顕著な生態・環
境問題を生態・環境保護監督の対象に含めることを提案している。

(2) 多様な利害関係者の参加の促進。本行動計画は、多様な利害関係者による協働的ガバナンスシステムの構築に重点を置き、社会全体の力を結集して共同ガバナンスを推進する。本行動計画は、部門間の責任分担を明確にし、政策調整、情報共有、共同監督を強化し、部門横断的な協働メカニズムを構築する。地方政府の地域責任を強化し、目標と任務を明確化し、効果的な実施を確保する。「汚染者は浄化する」という原則を堅持し、固体廃棄物汚染主体の予防・抑制責任を強化する。研究機関や大学に対し、廃棄物の削減、リサイクル、安全な処理といった技術の研究開発と技術革新を強化するよう指導するとともに、業界団体や産業連盟の橋渡し的役割を活用し、市場の標準化と秩序ある発展を促進する。

(3) 多要素保証の強化。本行動計画は、法律、基準、技術、土地、資金を網羅する包括的な保証制度を体系的に構築する。法規制制度と基準の改善を加速し、厳格な制約と規範的ガイダンスを強化する。発生源削減、効率的な分別、高価値利用、安全な処理に重点を置き、技術革新と先進技術・設備の推進を強化する。廃棄物の分別、収集、中継保管プロジェクトを公共インフラ用地保証に含め、地方自治体に対し、資源リサイクル施設の建設を支援するために産業用地の1%以上を割り当てる義務を付ける。財政、税制、金融手段を総合的に活用し、税制優遇措置や「逆インボイス」政策を実施し、グリーンクレジットやグリーンボンドを推進し、廃棄物処理料金制度を導入し、差別化された価格設定を模索している。

(執筆者：中国循環経済協会 郭展強 事務局長、中国循環経済協会 副事務局長兼戦略計画部 部長 劉俊霞)

「専門家解釈その2 | 総合的な固形廃棄物管理の強化と炭素削減、汚染削減、グリーン成長の相乗的推進」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202601/t20260104_1403026.html

最近、国務院は「固形廃棄物総合管理行動計画」(以下、「行動計画」)を公布した。これは、中央経済工作会议の精神であるカーボンピーキングとカーボンニュートラル戦略を具体化し、資源の集約的かつ効率的な利用を強化し、経済社会発展の包括的なグリーン化を推進し、美しい中国を築くための重要な措置である。

1. 行動計画は、カーボンピーキングとカーボンニュートラルの目標達成に向けた重要な支援である

習近平総書記は、「二つのカーボンピーク」の指導を堅持し、炭素削減、汚染削減、グリーン化、成長を相乗的に推進し、グリーン開発の概念を経済社会発展のあらゆる側面に統合する必要があると強調した。我が国は大量の固形廃棄物を排出・蓄積しており、これは重要な炭素排出源の一つである。固形廃棄物の総合管理を体系的に推進し、発生源での発生を削減することで、資源・エネルギーの消費量と汚染物質排出量を削減し、資源・エネルギーの利用効率を向上させ、ひいては炭素排出強度を低減できる。本行動計画は、産業、都市部、農林業の3つの主要分野における固形廃棄物の発生源削減を推進する。

産業部門においては、法令に基づき老朽化した生産能力を廃止し、グリーン設計を積極的に推進し、産業生産の洗練された管理・制御を強化し、主要産業における固形廃棄物の発生と総合的な処理のダイナミックなバランスを段階的に実現することを提案している。また、政策的制約の強化、技術革新の促進、産業配置の最適化を通じて、産業固形廃棄物の発生・保管リスクを体系的に削減し、汚染削減と炭素削減の相乗効果を実現するための基盤を構築する。

都市部門においては、建設廃棄物の分別を実施し、建設廃棄物の削減、輸送、利用、処分にかかる費用をプロジェクト費用に算入すること、住宅建設及び都市土木工事における固形廃棄物排出量の割当管理を検討することを提案している。我が国の都市化率は67%を超えており、建設廃棄物の年間発生量は増加し続けており、都市部、特に建設業界は固形廃棄物の主要な排出源の一つとなっている。本行動計画は、制度設計、市場規制、技術革新を通じて、計画、建設、運営の全プロセスを網羅する包括的な都市固形廃棄物発生源管理システムを構築する。これは、建設業界のグリーン化に向けた制度的指針となり、都市部における発生源炭素削減目標の達成に向けた強固な基盤を築く。

農業分野においては、本行動計画は、マルチフィルムの科学的利用と管理の強化、農業資材

包装の管理強化、包装廃棄物の発生削減、循環型農業生産モデルの推進を提案している。我が国は主要農業国であり、毎年大量の農業廃棄物を排出しており、これは農業活動による温室効果ガス排出の主要な発生源となっている。発生源における農業固形廃棄物の削減を推進し、循環型生態農業を発展させることは、農業固形廃棄物管理の喫緊の課題であるだけでなく、農業と農村のグリーン化と低炭素化を促進するための不可欠な選択肢でもある。

2.行動計画は資源の節約と有効利用を促進する重要な手段である

習近平総書記は、資源の節約と有効利用を積極的に推進し、資源利用方法の抜本的な転換を推進し、全プロセスに亘る資源保全管理を強化する必要性を強調した。中国共産党第20回全国代表大会の報告は、包括的な資源保全戦略を実施し、各種資源の節約と有効利用を促進し、廃棄物リサイクルシステムの構築を加速させる必要性を指摘した。行動計画は、資源の節約と有効利用という中核的な取り組みと密接に関連しており、3つの措置を通じて、資源の有効利用と環境汚染防止の相乗効果と互恵的な関係を強調している。

第一に、資源の有効利用を強化する。行動計画は、大量の産業固形廃棄物を対象とし、台帳管理による追跡管理を強化し、有用成分の効率的な抽出を通じて高価値利用能力を構築する。都市固形廃棄物については、行動計画は、家庭ごみ分別ネットワークと廃棄物リサイクルネットワークの統合強化、電気電子製品、自動車、動力電池メーカーのリサイクル参加の促進、リマニュファクチャリングの積極的な展開を提案している。農林業固形廃棄物については、市場志向型運営モデルの活用を通じ、藁や廃農業資材のリサイクル強化を重視している。また、固形廃棄物のリサイクルに対する政策支援を包括的に強化し、固形廃棄物の資源特性を一層強調し、市場原理を活用して循環型経済の発展を促進する。

第二に、行動計画はリサイクル材の利用促進を呼びかけている。基準制度の改善とリサイクル材利用の標準化管理の強化を提案している。更に、リサイクル材の炭素削減効果を活性化するため、製品カーボンフットプリント認証の導入を提案している。更に、企業の社会的責任の履行を奨励し、政府のグリーン調達を強化してリサイクル材の消費を誘導し、リサイクル材の用途におけるトレーサビリティの確保を模索し、グリーン・低炭素開発への市場ニーズへの対応を推進する。本行動計画は、多様な政策ツールを用いて、リサイクル材の利用レベルを多面的かつ総合的に向上させ、リサイクル資源産業全体のバリューチェーンと市場競争力の向上を促進することを目指している。

第三に、本行動計画は二次重要資源の供給能力の向上を目指す。固形廃棄物の資源利用は、国家資源安全保障を確保するための重要な道筋の一つと位置付けられている。「都市鉱山」実証拠点整備計画の実施を通じて、重要な鉱物資源のリサイクルポテンシャルを的確に把握し、二次資源の安定的かつ効率的な国内供給システムを構築する。また、固形廃棄物の輸

入ゼロを確保しつつ、海外からの高品質なリサイクル資源の秩序ある輸入と利用を促進し、資源供給チャネルを拡大する。これは、包括的な固形廃棄物管理がもはや環境ガバナンスの枠に留まらず、多元化と多様化を通じて我が国の資源安全保障を強化するための重要な基盤となりつつあることを示している。

3. 行動計画は美しい中国建設への重要な道筋である

習近平総書記は、美しい中国の建設は現代社会主義国家の全面的建設における重要な目標であると強調した。「清水と緑山はかけがえのない財産」という理念をしっかりと確立し、実践し、美しい中国の建設を強国建設と中華民族の復興における重要な位置に置く必要がある。行動計画は、無害化処理能力の向上、重点分野における是正措置の実施、監督と法執行の強化、法律・基準の改善に至るまで、包括的かつ的を絞った政策パッケージを構築し、生態環境の質を根本的に向上させ、美しい中国の建設を加速するための明確なスケジュールとロードマップを示している。

第一に、無害化処理能力の強化。行動計画は、大量の産業固形廃棄物の無害化前処理を強化することで、保管量と埋め立て量を削減し、環境汚染リスクを低減することを提案している。また、地域の実情に応じて生活廃棄物の処理方法を定め、生活廃棄物焼却施設を合理的に計画・建設することを提案している。更に、地下埋戻し、坑道埋戻し、生態系修復といった大型産業固形廃棄物の大規模処理・利用方法を着実かつ秩序正しく検討することを提案している。これにより、固形廃棄物の発生・処理から最終処分・利用に至るまでのチェーン全体に亘る標準化された管理要件が規定されている。

第二に、重点分野における特別是正の実施。本行動計画は、国民生活と生産安全に密接に関連する固形廃棄物の管理を最優先課題としている。不法投棄、都市固形廃棄物埋立地の汚染被害、建設廃棄物、歴史的廃棄物投棄場、リン酸石膏の5つの分野において、特別是正キャンペーンを展開する。各関係者の責任を明確にし、チェーン全体に亘る監督を強化し、法を厳格に執行することにより、本行動計画は環境リスクを的確に抑制することを目指す。本行動計画は、固形廃棄物管理問題の根本原因を的確に把握し、効果的に対処することで、政策資源の分散を回避し、経験を蓄積し、体系的なガバナンスの基盤を構築する。

第三に、本行動計画は、厳格な全プロセス監督と法執行監視を重視している。本行動計画は、固形廃棄物のライフサイクル全体に亘る情報に基づく監督の強化、有害廃棄物のリアルタイムでの動態監視の推進など、一連の措置を提案する。また、隠蔽型排出管の違法設置など、悪意が明白で深刻な環境被害を齎す違法・不法行為のは正を強化する。生態環境保護検査をツールとして活用し、固形廃棄物の違法・不法投棄などの顕著な生態環境問題の解決に注力する。更に、本行動計画は法的手段の重要性を強調し、情報に基づく監督能力の向上と法執

行メカニズムの整備を通じて、固体廃棄物管理の包括的な合法化を推進する。

第四に、法律、基準、技術システムの改善を目指す。本行動計画は、固体廃棄物管理における法の支配、基準、技術という3つの中核的な側面に焦点を当て、関連する業務体制を提案する。一方では、生態環境規範の策定を加速し、循環経済推進法の改正・改善を推進するとともに、廃電気電子製品のリサイクル・処理、有害廃棄物管理許可、建設廃棄物管理といった分野における規制を改正し、固体廃棄物管理の強固な法的基盤を構築する。他方では、固体廃棄物管理に関する国際基準の改正に積極的に参加し、国内基準・認証制度と国際ルールの効果的な整合を推進する。同時に、固体廃棄物のリサイクルや重金属汚染防止といった重要な分野に焦点を当て、中核技術の研究開発への投資を強化する。この3つの柱からなる支援体制により、固体廃棄物管理の科学的、標準化された、持続可能な性質が効果的に確保される。

行動計画は、問題解決型アプローチと目標解決型アプローチを組み合わせ、発生源削減、プロセス管理、エンドオブパイプ（末端利用）、チェーン全体の無害化管理を網羅する総合的な固体廃棄物管理システムを構築し、炭素削減、汚染削減、グリーン化、成長といった多分野・多レベルの協調管理を全面的に推進することで、我が国のグリーン、低炭素、循環型高品質発展を力強く推進する。

（執筆者：潘曉海、中国国際工程コンサルティング公司党委員、副総經理、馬樹傑、中国国際工程コンサルティング公司資源環境事業部副部長）

「専門家解釈その3 | 包括的な固体廃棄物管理の新たな旅に乗り出すためのフルチェーンガバナンスシステムの構築」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202601/t20260104_1403025.html

最近、国務院は「固体廃棄物総合管理行動計画」（以下「行動計画」）を公布した。これは我が国が固体廃棄物の総合管理に特に焦点を当てた初の政策文書である。本行動計画は、削減、資源回収、無害化の原則に基づき、発生源削減、プロセス管理、エンドオブパイプ（末端利用）、フルチェーンの無害化管理を網羅する総合的な固体廃棄物管理システムを構築する。これは、我が国の固体廃棄物管理における重要な転換であり、集中的なガバナンスから体系的なガバナンスへ、そして単一点からの突破から包括的な前進へと移行するものである。これは、経済社会発展の包括的なグリーン化を推進し、質の高い生態環境を備えた質の高い発展を支援する上で、極めて重要な意義を有している。

1. 総合的な固体廃棄物管理強化の重要性を十分に認識する

第一に、これは環境リスクの予防と管理を推進するための不可欠な要件である。習近平総書

記は、固体廃棄物の総合管理を加速し、「ゴミのない都市」の構築を加速するとともに、新たな汚染物質の協調的ガバナンスと環境リスク管理を継続的に推進することを強調した。産業構造やエネルギー構造などの要因の影響を受けて、我が国の固体廃棄物発生量は依然として高く、歴史的に見て膨大な量と毎年大幅な増加を記録しており、固体廃棄物による汚染防止・管理の状況は依然として厳しい。固体廃棄物の総合管理を強化し、固体廃棄物の増加の勢いを断固として抑制することは、環境リスクを防止し、「美しい中国」の建設を加速するための重要な措置である。

第二に、質の高い発展を実践することが喫緊の課題である。習近平総書記は、廃棄物の分別と資源利用を促進し、廃棄物リサイクルシステムの構築を加速させる必要性を強調した。「デュアルカーボン」目標の指導の下、固体廃棄物の資源特性と経済的価値は益々高まっている。本行動計画は、固体廃棄物の削減と資源利用を促進することで、汚染削減と炭素削減の相乗効果を実現し、固体廃棄物の発生量を削減するとともに、国家資源の安全保障を支え、循環型経済における新たな生産力の形成を促進できる。

第三に、これは国民の期待に応えるための重要な保証である。習近平総書記は、汚染防止における重点分野と重要な関連分野に注力し、国民に影響を与える顕著な生態環境問題の克服に力を注ぎ、固体廃棄物と新たな汚染物質の管理を強化することを強調した。本行動計画は、産業、農業、社会生活といった主要な廃棄物発生分野に焦点を当て、国民生活と安全な生産に密接に関連する固体廃棄物の管理を優先し、人間中心の開発理念を反映し、一連の特別は正キャンペーンを展開している。

2. 総合的な固体廃棄物管理の重要課題の的確な把握

発生源削減が最重要課題である。工業企業は発生源からグリーン設計を推進し、工業生産の精緻な管理を強化する。鉱業企業は鉱滓の現地埋戻しを推進し、重点産業における固体廃棄物の生産と消費のダイナミックバランスを段階的に実現するよう推進する。建設分野では、プレハブ建築の着実な発展、グリーン建設、装飾の完全又は標準化された納品の推進、建設現場における固体廃棄物の発生源管理の強化を推進する。農業分野では、マルチフィルムの科学的利用と管理を強化し、農業資材の包装管理を強化し、循環型農業生産モデルを推進することで、農業固体廃棄物の発生量を削減する。

標準化された収集、輸送、保管は重要な鍵となる。産業固体廃棄物管理台帳システムを整備し、チェーン全体の追跡管理を強化する。各企業からの有害廃棄物の収集と管理を標準化する。生活廃棄物の分別と資源利用レベルを向上させる。生活廃棄物分別窓口と廃棄物リサイクル窓口の連携を深める。建設現場及び仮置場への情報化監視を強化し、輸送車両の動態監視を強化する。地域の実情を踏まえ、畜産・家禽糞尿の収集・処理施設を整備し、藁の収集・

保管・輸送システムを整備するとともに、廃農業資材及び廃農業機械のリサイクル・処理を強化する。

資源活用は重要な道筋である。製錬スラグ、鉱滓、随伴鉱物、赤泥、建設廃棄物の総合利用能力を高め、地域の実情を踏まえ、石炭鉱石の多様化利用を推進する。拡大生産者責任制度の実施を深化させ、電気電子製品、自動車、動力電池メーカーのリサイクル参加を指導する。「インターネット+中古」モデルの発展を奨励する。リマニュファクチャリング産業を積極的に発展させる。リサイクル材の基準・認証制度を整備・改善し、メーカーによるリサイクル材の使用割合の向上を指導する。需要が供給を牽引し、供給が需要を創出する、より高度なダイナミックバランスを推進し、固体廃棄物の資源利用レベルを総合的に向上させる。

無害化処理は安全の根幹である。大量の産業固体廃棄物の無害化前処理を強化し、埋立てリスクを低減し、資源循環の条件を確保する。都市固体廃棄物処理施設の配置を合理的に計画するとともに、都市固体廃棄物焼却灰の処理方法も同時に実施する。産業固体廃棄物の大規模処理・利用ルートを着実かつ秩序正しく模索し、地下埋戻し、坑道埋戻し、生態系回復といった方法を模索することで、大量の固体廃棄物を安易に投棄する問題に対処する。同時に、不法投棄を断固として防止し、環境安全防衛線を強化する。

特別是正キャンペーンを重点施策とする。重点分野を絞り、不法投棄、都市固体廃棄物埋立地の汚染被害、建設廃棄物、歴史的に放棄された保管場所、リン酸石膏の5つの分野において、特別是正キャンペーンを展開する。問題点を洗い出し、リストアップし、「1つの現場に1つの方針」、「1つの鉱山に1つの方針」、「1つの貯留層に1つの方針」といった是正課題を明確にし、特定のガバナンスを的確に実施し、定められた期限内にリスクと危害を排除する。

3. 固体廃棄物の包括的ガバナンスの実施保証を効果的に強化する

本行動計画は、監督・検査と法律・基準という2つの主要分野に焦点を当てている。厳格かつ標準化された規制・執行システムと、健全な法律・基準保証メカニズムを構築し、固体廃棄物の包括的ガバナンスを制度的・技術的に支えることを目指す。

第一に、プロセス全体を厳格に監督・検査する。固体廃棄物の発生源は多岐に亘り、種類も多様で、流通経路も複雑であるため、情報に基づく監督は、従来の監督の課題を克服するための重要な手段となる。固体廃棄物のライフサイクル全体に亘る情報に基づく監督を強化し、完全なデータトレーサビリティを実現することで、「データの不明確さと行き先不明」の問題を根本的に解決できる。環境法執行と監督の強化は、各種制度の効果的な実施を確保するための重要な担保となる。固体廃棄物に関する環境犯罪を厳格に取締り、固体廃棄物

の違法・不法投棄といった顕著な生態環境問題を生態環境保護監督に組み込むことで、責任体制を強化し、監督を通じて是正を促進する。

第二に、法規制及び技術体制の整備を図る。法規制の枠組みを整備し、生態環境規範の制定と循環経済推進法の改正を推進する。廃電気電子製品、有害廃棄物管理許可証、建設廃棄物のリサイクル・処理に関する規制・規則を改正し、新エネルギー車用動力電池の総合利用に関する管理措置を公布し、総合的かつ調和のとれた制度的枠組みの構築を加速する。基準の指導的役割を活用し、産業構造改革指導目録を改訂し、固体廃棄物汚染防止基準を類型別に制定・改訂し、建設廃棄物などの固体廃棄物の資源利用に関する技術・製品品質基準を整備し、産業のモデルチェンジ、高度化、標準化発展を促進する。固体廃棄物のリサイクル及び重金属汚染防止に関する基幹技術の研究開発を強化し、資源循環のための主要な技術・設備の研究を行う。

第三に、政策支援を強化する。生活廃棄物の分別収集・運搬・保管などのプロジェクトを公共インフラの土地利用保証の対象に含め、地方政府に対し、産業用地の1%以上を資源循環施設建設支援に充てるなどを明確に義務付け、産業発展の長年の障害となってきた土地利用問題の解決を促進する。各レベルにおいて、条件を満たす固体廃棄物総合管理・資源循環プロジェクトの建設を支援するため資金を配分し、固体廃棄物の無害保管・運搬・処理施設・設備の不足を迅速に解消する。科学的かつ合理的な価格設定メカニズムを構築し、料金体系を改善するとともに、市場原理を活用し、循環型経済の発展を促進する。

第四に、実施保証を強化する。行動計画は、中央政府、地方政府、各部門間の責任分担を明確にし、重要課題の実施を促進する。政府と企業の責任分担を明確にし、「汚染者は浄化する」という原則を堅持し、固体廃棄物汚染事業者の予防・抑制責任を確固たるものにする。国民意識の醸成と国際協力を深め、社会全体の参加を促す前向きな雰囲気を醸成する。

行動計画の徹底的な実施は、グリーンで低炭素な生産とライフスタイルの形成を促進し、生態環境の質を効果的に向上させ、人々の利得感、幸福感、安心感を高める。社会全体の共同の努力を通じて、チェーン全体に亘る総合的な固体廃棄物管理システムの構築を加速することは、美しい中国の建設と、人間と自然が調和して共存する現代社会の実現を力強く支え、経済社会発展の包括的なグリーン化の推進と質の高い発展の実現に、新たな、より大きな貢献を齎すだろう。

(執筆者：習北斗 中国環境科学院院長、孔祥瑞 中国環境科学院副研究員)

「専門家解釈その4 | 固体廃棄物の汚染防止と管理を強化し、生態環境リスクの最低ラインを厳格に遵守する」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/202601/t20260104_1403024.html

國務院は先日、「固形廃棄物管理総合行動計画」（以下、「行動計画」）を公布した。この行動計画は、固形廃棄物の発生、保管、輸送、利用、処分の全過程における環境リスクに焦点を当てている。削減、資源回収、無害化の原則に基づき、発生源削減、厳格なプロセス監視、効率的なエンドオブパイプ（末端処理）利用、そしてチェーン全体に亘る無害化処理を網羅する包括的な管理システムの構築を明確に提言している。これは、新時代の固形廃棄物汚染防止と管理に向けた明確な道筋を示している。

1. 汚染リスクを効果的に防止するための閉ループ管理の厳格な実施

我が国は、毎年大量の固形廃棄物を排出しており、歴史的にも膨大な備蓄を抱えている。長年に亘り、発生強度の高さ、固形廃棄物の流れの追跡の難しさ、そして備蓄リスクの高さという三重のプレッシャーに直面しており、状況は極めて緊迫している。行動計画は、固形廃棄物環境監督管理における現状の弱点を的確に是正し、全プロセス管理に基づく循環型監督システムの構築を加速する。第一に、発生源管理を強化する。工業団地及び重点産業における固形廃棄物の発生源管理を強化し、固形廃棄物の発生強度を低減し、固形廃棄物の発生と処理の段階的な動的均衡を促進することに重点を置く。第二に、フロー管理を強化する。主なポイントは、第一に、産業固形廃棄物管理台帳システムを整備し、省間産業固形廃棄物及び危険廃棄物の移動に関する承認制度を厳格に実施し、固形廃棄物フローのトレーサビリティを確保することである。第二に、リスク管理を強化する。産業固形廃棄物の無害化前処理を強化し、固形廃棄物汚染防止技術基準の見直しと分類を行い、保管・埋立て量と環境汚染リスクを削減することに重点を置く。同時に、既存の保管場所の調査と是正を行い、施設の標準化された運営管理レベルを向上させ、環境リスクを段階的に排除する。第三に、モニタリングシステムを改善する。重点固形廃棄物処理施設及び重点企業における法に基づく自動監視体制を強化し、有害廃棄物の全処理過程におけるリアルタイム動態監視を推進するとともに、企業のデジタル監視設備のアップグレードを奨励する。デジタル技術の活用を通じて、固形廃棄物監督管理における「遠距離監視の目」を構築する。第四に、法執行と監督体制を強化する。固形廃棄物に関連する環境犯罪を厳格に取り締まり、重点地域における「廃棄物浄化運動」を継続するとともに、固形廃棄物の違法・不法投棄といった顕著な生態環境問題を生態環境保護監督に組み込むことに重点を置く。厳格な法執行と監督体制により、企業及び地方自治体の責任を強化し、固形廃棄物汚染防止のための法的防衛線を強化する。

2. 環境安全強化のための大量産業固形廃棄物の大規模処理・利用の検討

産業固形廃棄物は、固形廃棄物汚染防止管理における重要な焦点である。中国共産党第18回全国代表大会以来、我が国は産業固形廃棄物の総合利用を積極的に推進し、大量の産業固

形廃棄物を製品化や資源利用を通じて建築資材などに処理してきた。環境統計によると、2024年には我が国的一般産業固形廃棄物の総合利用量は26.5億トンに達し、2012年と比較して7.4億トン増加した。しかし、発生量が膨大かつ継続的に増加しているのに対し、製品化や資源利用の量は限られている。毎年20億トン近くのバルク産業固形廃棄物が依然として蓄積されており、生態環境を破壊するだけでなく、耕作地、森林地、草地などの天然資源を大量に占拠している。近年、一部の地域では、バルク産業固形廃棄物の処理のために、地下埋戻し、鉱山の坑道埋戻し、生態系の修復などの方法を積極的に模索している。比較的汚染度が低く、環境的に制御可能なバルク固形廃棄物を、標準化された秩序ある方法で大規模に処理することを目指しており、実現可能な道筋が既に検討されている。

本行動計画は、環境ガバナンス基準と汚染リスク管理要件を満たすことを前提に、地下埋め戻し、坑道埋め戻し、生態系修復といった方法を通じて、バルク産業固形廃棄物の大規模処理・利用を検討することを提案している。これにより、バルク産業固形廃棄物の蓄積量の急増が徐々に減少することが期待される。同時に、大規模処理・利用を装った無差別投棄を防止するため、本行動計画は、統一的かつ標準化された管理システムの構築、部門間の連携強化、関連する承認・意思決定手続きの厳格な遵守を求めている。これにより、バルク産業固形廃棄物の大規模処理の円滑な流れを確保するとともに、環境安全防衛線を断固として強化することができる。

3. 国民の懸念に積極的に対応し、重要分野における未解決問題の解決を加速

習近平総書記は、良好な生態環境は最も公平な公共財であり、国民にとって最も包括的な利益であると指摘した。中国共産党第18回全国代表大会以来、我が国は青い空、澄んだ水、きれいな土壌を守るために闘いを徹底的に推進し、生態環境の質が著しく向上し、人々の生態環境に対する利益感、幸福感、そして安心感が著しく高まった。一方、固形廃棄物の汚染防止・管理においては一定の進展が見られたものの、現状と人々の美しい生態環境に対するニーズや期待との間には依然として大きな隔たりがあり、「美しい中国」の建設における大きな弱点となっている。行動計画は問題解決型のアプローチを堅持し、人々の生活と生産安全に密接に関連する固形廃棄物の処理を最優先課題としている。不法投棄・処分、都市固形廃棄物埋立地の汚染被害、建設廃棄物、歴史的廃棄物集積地、リン酸石膏の5つの重点分野において、特別は正活動を展開している。明確なガバナンス目標とタイムラインを設定し、固形廃棄物の汚染防止と管理における顕著な欠陥に的確に対処し、生態環境の質の全面的向上と人々の福祉の持続的な向上を推進することを目指している。

4. 「ゼロ・ウェイスト都市」の構築を加速し、包括的ガバナンスの長期的メカニズムを整備する

「ゼロ・ウェイスト都市」の構築は、都市レベルにおける固形廃棄物の包括的ガバナンス改

革を深化させるための重要な措置である。2018 年に「ゼロ・ウェイスト都市」の試行プログラムが開始されて以来、全国 113 の地級市と 8 つの特別区で「ゼロ・ウェイスト都市」の構築が着実に進展している。各地で「ゼロ・ウェイスト都市」建設を契機として、明確な役割分担、相互連携、全面協力による共同作業メカニズムの模索・構築が進められ、固形廃棄物管理体制と管理能力の近代化レベルが飛躍的に向上した。第 15 次五カ年計画期間は「美しい中国」建設の重要な時期であり、「ゼロ・ウェイスト都市」の「建設」から「完成」への移行における重要な時期でもあった。「美しい中国の建設を全面的に推進することに関する中国共産党中央委員会と国務院の意見」は、2027 年までに「ゼロ・ウェイスト都市」の割合を 60% にまで引き上げ、2035 年までに完全普及を達成することを明記した。この行動計画は、中国共産党中央委員会と国務院の決定と展開を一層明確にし、「ゼロ・ウェイスト都市」建設の加速化、固形廃棄物汚染防止のための目標責任制度と評価制度の実施推進を求めている。現在、生態環境部は「『ゼロ・ウェイスト都市』建設進捗状況評価方法（試行実施）」を公布しており、今後は「ゼロ・ウェイスト指標」の設定を検討し、統一的な監督管理を一層強化し、総合的な固形廃棄物管理の長期的なシステムとメカニズムの構築を加速させる予定である。

本行動計画は、我が国における固形廃棄物汚染防止対策の現状と長期的な発展ニーズを踏まえ、今後 5 年間の固形廃棄物汚染防止対策の重点課題を明確に示している。美しい中国を築き、生態環境の質を向上させるという喫緊の要請に的確に応えるとともに、経済社会発展における包括的なグリーン変革の戦略的展開と深く結びついている。また、固形廃棄物管理における根深い課題に体系的に取り組み、固形廃棄物管理システムと能力の近代化レベルを全面的に向上させるための実行道筋を示している。従って、我々は社会全体が団結して協力し、本行動計画の実施にあたり、固形廃棄物汚染防止対策における新たな、より大きな成果を着実に推進し、環境安全と質の高い発展のための確固たる基盤を築くよう呼びかける。

（執筆者：李文強、生態環境部党書記兼固形廃棄物・化学物質管理技術センター所長、王永明、生態環境部固形廃棄物・化学物質管理技術センター上級エンジニア）

国家市場監督管理総局「2025年12月18日「グリーン製品認証及びラベル管理弁法」を公布する通知」2026年1月4日公布

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/rzjgs/art/2025/art_6663e19ccb9c44908c11c70cd5ac2a22.html

国家市場監督管理総局等による「グリーン製品認証・ラベル管理弁法」公布に関する通知

各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵団の市場監督管理局（部、委員会）、発展改革委員会、工業情報化部門、生態環境部門（局）、住宅都市農村建設部門（委員会、局）、交通部門（局）、水資源（水事）部門（局）、商務部門、エネルギー局、郵政局、及び各グリーン製品認証機関：

国家市場監督管理総局は、健全かつ統一的なグリーン製品認証・ラベル制度の構築を加速し、グリーン製品認証活動及びグリーン製品ラベルの使用を標準化するため、「グリーン製品ラベル使用管理弁法」を改訂し、「グリーン製品認証及びラベル管理弁法」に改称した。ここに、皆の実施のために公布される。

国家市場監督管理総局、国家発展改革委員会、工業情報化部、生態環境部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、水資源部、商務部、国家エネルギー局、国家郵政局

2025年12月18日

グリーン製品認証及びラベル管理弁法

第1章 総則

第1条 本弁法は、「中華人民共和国認証認可条例」、「認証機関管理弁法」、「生態文明システム改革全体計画」、「國務院弁公庁による統一グリーン製品規格、認証、ラベル制度の確立に関する意見」、その他の関連行政規則、部門規則、文書に基づき制定され、生態文明システム改革の要求を実施し、グリーン製品認証活動及びグリーン製品ラベルの使用を標準化することを目的とする。

第2条 本弁法にいうグリーン製品とは、資源、エネルギー、環境及び品質に関する特性が関連する評価基準に適合する製品をいう。

本弁法にいうグリーン製品認証には、グリーン製品全体認証及びグリーン製品部分認証が含まれる。

グリーン製品全体認証とは、認証機関が製品の全てのグリーン特性がグリーン製品評価基準に適合しているかどうかを判定するために行う適合性評価活動をいう。グリーン製品部分認証とは、認証機関が製品の特定のグリーン特性がグリーン製品評価基準に適合しているかどうかを判定するために行う適合性評価活動をいう。

本弁法にいうグリーン製品ラベルとは、グリーン製品認証を通じて取得される適合性評価ラベルであり、製品がグリーン製品評価基準に適合していることを証明するものである。

第3条 中華人民共和国の領域内においてグリーン製品認証活動に従事し、及びグリーン製品ラベルを使用する際には、本弁法を遵守しなければならない。

第4条 国は、統一された製品目録、統一された評価基準、統一された認証規則、統一された製品ラベルを有する、統一されたグリーン製品認証・ラベル制度を確立し、実施する。

第5条 国家市場監督管理総局は、国家グリーン製品認証業務を主管する。国家発展改革委員会、工業情報化部、財政部、生態環境部、住宅都市農村建設部、交通運輸部、水資源部、商務部、国家エネルギー局、国家郵政局など、国务院の関係部門の責任が及ぶ場合、国家市場監督管理総局は、これらの関係部門と連携して、グリーン製品認証・ラベルの管理・監督を行う。

関係部門は、それぞれの職責に基づき、グリーン製品認証結果の受理、グリーン製品の普及・利用を促進する。地方の市場監督管理部門は、管轄区域内におけるグリーン製品認証活動、認証結果及びグリーン製品ラベルの監督管理に責任を負う。関係部門の責任が及ぶ場合には、地方の業界規制部門と連携し、関連する監督管理業務を実施する。

第6条 国家市場監督管理総局は、関係部門と共同で、統一的なグリーン製品認証・ラベル情報プラットフォームを構築し、関連政策・法規、製品カタログ、実施機関、認証基準、認証実施規則、認証結果及び受理状況に関する情報を公表するとともに、優れたグリーン製品事例を公表し、グリーン開発理念を普及させ、グリーン消費を提唱し、グリーン・低炭素型生産・ライフスタイルの形成を促進する。

第7条 国家市場監督管理総局は、平等互恵の原則に基づき、グリーン製品認証に関する国際協力を組織し、実施する。

グリーン製品認証に関する国際相互承認活動は、国が他国と締結した国際協力協定の枠組

み内で実施する。

第 2 章 認証制度

第 8 条 グリーン製品認証制度は、製品のグリーン特性（資源、エネルギー、環境、品質等）、産業基盤及び消費者需要に基づき、全体認証及び部分認証を含む分類認証管理を実施する。

第 9 条 グリーン製品認証目録は、国家市場監督管理総局が制定し、公布する。国務院の関係部門の責任に係る場合は、国務院の関係部門と共同で制定し、公布する。

グリーン製品認証実施細則は、国家市場監督管理総局が制定し、公布する。国務院の関係部門の責任に係る場合は、国務院の関係部門の意見を聴取する。

第 10 条 グリーン製品認証目録は、原則として国家標準 GB/T 7635 シリーズ規格を参照して、具体的な製品分類を定める。

第 11 条 目録中のグリーン製品の種類ごとに、全体認証を 1 つ設定する。

全体認証がない場合、又は全体認証では業界の管理や市場のニーズを満たせない製品については、部分認証を設定できる。これには、単一属性部分認証及び複数属性部分認証が含まれる。

単一属性部分認証は、1 つのグリーン属性を対象とし、各製品カテゴリのグリーン属性ごとに 1 つの単一属性部分認証を設定する。複数属性部分認証は、2 つ以上のグリーン属性を対象とし、製品カテゴリごとに 1 つの複数属性部分認証を設定する。

第 12 条 同一種類のグリーン製品については、全体認証と部分認証は、グリーン属性の階層化システムを構成するものとする。

フルアイテム認証の場合、各グリーン属性の評価項目及び指標の制限値は、同一種類の製品の部分認証の要件を下回ってはならない。

複数属性部分認証においては、各グリーン属性の評価項目及び指標制限値は、同種製品の単一属性部分認証の要求値を下回ってはならない。

第 13 条 同一種類のグリーン製品の同一グリーン属性の評価項目及び指標制限値は、全体

認証と部分認証の間、及び異なる部分認証の間で認証結果の相互受入れを容易にし、試験及び認証の重複を回避するため、調整されなければならない。

第 14 条 グリーン製品認証活動に従事する認証機関（以下「認証機関」という。）は、法律に基づき設立され、「中華人民共和国認証認可条例」及び「認証機関管理弁法」に規定される製品認証機関の基本条件及び一般要求を満たし、関連する認証認可業界標準に規定される技術条件及び管理能力を備えなければならない。グリーン製品認証機関の資格は、国家市場監督管理総局の認可を受けなければならない。国務院の関係部門の責任に係る場合には、当該部門の意見を聴取しなければならない。

第 15 条 グリーン製品認証に関する試験活動に従事する試験機関（以下「試験機関」という。）は、法律に基づき検査試験機関としての認可を受け、試験機関の能力に関する一般要求を満たし、かつ、関連する認証・認可業界標準に規定される技術能力を有しなければならない。

第 16 条 生産者は、認証製品がグリーン製品標準に継続的に適合していることに責任を負う。

認証機関及び試験機関は、認証実施規則の関連規定に従って認証活動及び認証に関する試験活動を行わなければならない。認証機関、試験機関及びそれらの職員は、認証及び試験の結果について責任を負う。

認証機関と試験機関が異なる法人である場合、双方はそれぞれの権利、義務及び法的責任を明確にする契約を締結しなければならない。

第 17 条 国家市場監督管理総局は、国務院の関係部門と共同でグリーン製品認証技術委員会を設置するものとし、必要に応じて関連分野の技術委員会を設置し、グリーン製品認証に関する技術的問題の調整と解決、研究及び提案の提出、並びにグリーン製品認証制度の構築に対する技術支援を行うものとする。

グリーン製品認証技術委員会は、国務院の関係部門、認証、認可、検査・試験、標準等の技術機関、研究機関、業界団体、製造業者及び使用者の代表者及び専門家で構成される非常勤機関である。

第 3 章 認証の実施

第 18 条 認証申請者は、グリーン製品認証資格を有する認証機関を自主的に選択して認証を申請することができ、認証実施規則に従って関連資料を提出することができる。認証申請者は、提出された資料の真正性及び有効性について責任を負う。

第 19 条 認証機関は、審査の結果、申請が認証受理基準を満たしていると判断した場合、申請を受理しなければならない。申請を受理しない場合、認証機関は認証申請者に書面をもつて通知し、理由を説明しなければならない。

認証機関は、認証申請を受理した後、認証実施規則に従い、サンプル試験及び現地検査を実施しなければならない。

第 20 条 認証申請者は、提出したサンプルが実際に製造された製品と一致していることを保証しなければならず、認証機関は、認証申請者が提出したサンプルの真正性を審査しなければならない。

認証機関は、本弁法の要求を満たすグリーン製品試験機関にサンプルの試験を委託し、試験報告書を発行しなければならない。

試験機関がサンプルの真正性に異議がある場合、認証機関に事情を説明し、適切な措置を講じなければならない。

第 21 条 試験機関は、試験結果の真正性及び正確性を確保し、試験プロセス全体を網羅的に記録し、これを保管・保存し、試験プロセス及び結果の追跡可能性を確保しなければならない。

第 22 条 認証機関は、認証実施規則に従い、資格を有する認証検査員を任命し、製造企業に対する現地検査を実施しなければならない。

第 23 条 認証機関は、サンプル試験及び現地検査を完了した後、製品が認証要求を満たしている場合、認証依頼者に認証証明書を発行しなければならない。製品が認証要求を満たしていない場合、認証機関は、理由を記載した書面をもって認証依頼者に通知しなければならない。

第 24 条 認証機関は、認証プロセスの完全性、客觀性及び真正性を確保し、認証プロセスの完全な記録を保持し、将来の参照のために保管することにより、認証プロセス及び結果の追跡可能性を確保しなければならない。

第 25 条 認証機関は、認証実施規則に従い、適切かつ合理的な方法及び頻度で、認証製品及びその製造企業に対する効果的な認証後監視を実施し、認証製品が引き続き認証要求を満たしていることを確保しなければならない。

認証機関は、認証製品及びその製造企業が認証要求を継続的に満たさない場合、状況に応じ、認証実施規則に従い、認証証書の一時停止又は取消しを行い、その決定を公表しなければならない。

第 26 条 認証機関は、人事管理制度を確立し、改善し、定期的に職員を研修し、その専門的技術能力が関連する認証・認可業界基準の要求を継続的に満たすことを確保しなければならない。

第 27 条 認証機関は、「認証機関管理弁法」第 15 条、第 23 条及び第 24 条の規定に従い、関連情報を公表し、国家市場監督管理総局に関連情報を提出し、報告書を提出しなければならない。

第 28 条 認証機関は、グリーン製品認証活動から生じるリスク及び責任を防止するため、リスク防止メカニズムを構築し、リスク基金の設立、保険の加入等、合理的かつ有効な予防措置を講じなければならない。

第 4 章 認証証明書

第 29 条 国家市場監督管理総局は、グリーン製品認証証明書の基本的な内容及び様式を統一的に定める。国務院の関係部門の責任に係る場合には、国務院の関係部門の意見を聴取しなければならない。

第 30 条 グリーン製品認証証明書には、次に掲げる基本的な内容が含まれる：

- (1) 認証申請者の氏名及び住所；
- (2) 生産者の氏名及び住所；
- (3) 製造企業の名称及び住所；
- (4) 製品名、シリーズ、型式及び規格；

- (5) 認証の根拠；
- (6) 認証方式；
- (7) 発行日及び有効期間；
- (8) 発行機関；
- (9) 証明書番号；
- (10) 認証製品の主要グリーン属性指標に関する認証情報；
- (11) その他記載が必要な内容。

第 31 条 グリーン製品認証証書の有効期間は 5 年間とする。

認証機関は、認証証書に認証証書情報の照会窓口を明示しなければならない。

第 32 条 認証機関は、認証実施規則の規定に基づき、状況に応じてグリーン製品認証証書の変更、拡大、取消、一時停止又は取消しを速やかに決定しなければならない。

第 5 章 グリーン製品ラベル

第 33 条 グリーン製品ラベルの基本設計は以下のとおりとする：



具体的な様式は以下のとおりとする：

- (1) グリーン製品全体認証ラベルの様式



(2) グリーン製品部分認証ラベルの様式



中国環境ラベル又はグリーン建材等級認証マーク等のその他の識別情報が必要な場合、国家市場監督管理総局は、国務院の関係部門と共同で、関連する規制体系においてこれを規定する。

第 34 条 グリーン製品ラベルは、通常緑色とし、比例的に拡大又は縮小することができる。ラベル貼付後は、明瞭に識別できるものとする。

第 35 条 グリーン製品認証を取得した製品は、対応するグリーン製品ラベルを使用することができる。

全体認証と部分認証の両方を取得したグリーン製品については、全体認証ラベルのみを表示すればよい。複数の認証機関が関与する場合は、全ての認証機関のロゴを表示する必要がある。

第 36 条 関連法規又は認証機関が別途定める場合を除き、認証企業は、印刷、成形等の製造工程を任意に選択し、製品本体、銘板、包装、取扱説明書、適合証明書、CD 等の添付書類にグリーン製品ロゴを貼付することができる。また、グリーン製品ロゴをオペレーティングシステム及びオンライン販売プラットフォームの目立つ場所に表示することもできる。

第 37 条 認証機関及び認証企業は、グリーン製品ロゴの貼付、表示及び使用の適正を確保するために、グリーン製品ロゴ管理システムを構築しなければならない。

第 6 章 監督管理

第 38 条 市場監督部門は、グリーン製品認証活動、認証結果及びグリーン製品ロゴの使用について監督及び検査を行う。国務院の関係部門の責任に係る事項については、速やかに通知しなければならない。必要に応じて、国務院の関係部門と共同でグリーン製品認証に関する監督及び検査を実施しなければならない。関連する行政処罰情報及び行政監督情報は、「国家信用情報共有プラットフォーム」及び「国家企業信用情報公開システム」に収集・提出し、企業名で登録しなければならない。

第 39 条 国務院の関係部門は、それぞれの職責に基づき、グリーン製品の受け入れを促進し、グリーン製品に対する監督管理を行う。発見された問題は、速やかに国家市場監督管理総局又は省レベルの市場監督管理部門に報告しなければならない。

第 40 条 国家市場監督管理総局は、グリーン製品認証の実施効果を評価するメカニズムを構築し、認証プロセス全体を通じて情報収集及び情報公開を強化する。

第 41 条 グリーン製品認証及びラベルに関する苦情及び通報は、「市場監督管理における苦情及び通報の処理に関する暫定弁法」に従って処理する。

第 42 条 グリーン製品認証証書及びグリーン製品ラベルの偽造、変造、不正使用、販売、譲渡、並びに認証活動におけるその他の違法行為は、関係法令の規定に従って処罰される。

第 7 章 附則

第 43 条 この条例は、国家市場監督管理総局及び国務院の関係部門がそれぞれの権限において解釈する。

第 44 条 この条例は、2026 年 1 月 1 日から施行する。「国家市場監督管理総局による『グリーン製品ラベル使用管理弁法』の公布に関する公告」(2019 年第 20 号) は同時に廃止される。